

那霸航空交通管制部管理棟
建替整備等事業

事業契約書
(案)

国土交通省

那覇航空交通管制部管理棟建替整備等事業

事業契約書（案）

- 1 事業名 那覇航空交通管制部管理棟建替整備等事業
- 2 事業場所 沖縄県那覇市鏡水 334
- 3 事業期間 平成 19 年●月●日～平成 36 年 3 月 31 日
- 4 契約金額 金 [●] 円（消費税及び地方消費税を含む。）
（ただし、その内訳金額は 別紙 1（契約金額の内訳）に記載するところによる。）
- 5 契約保証金 免除する。ただし、本契約 第 3 5 条に規定する履行保証保険契約の締結を条件とする。

上記の事業について、国土交通省（以下「甲」という。）と [●]（以下「乙」という。）は、各々対等な立場における合意に基づいて、次の条項によって公正な事業契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、本契約の締結及びその履行に際し、甲は、本事業が民間事業者である乙の創意工夫に基づき実施されることを、乙にあっては、本事業が我が国における航空交通の安全と効率的な運航を担保し、高い公共性と重要性を有する管制施設の整備等を行うものであることについて、それぞれ十分理解し、その趣旨を尊重するものとする。

本契約の証として本書 2 通を作成し、当事者記名押印の上、各自 1 通を保有する。

平成●年●月●日

甲

住所 東京都千代田区霞ヶ関 2 丁目 1 番 3 号

支出負担行為担当官

氏名 国土交通省航空局長 鈴木 久泰

乙

住所

代表者

目 次

第1章	総 則	1
第1条	(総則)	1
第2条	(目的及び用語の定義)	1
第3条	(公共性及び民間事業の趣旨の尊重)	1
第4条	(本事業の概要)	1
第5条	(事業日程)	2
第6条	(PFI事業費内訳書の提出)	2
第7条	(事業の留意点)	2
第8条	(関連業務の調整)	2
第9条	(本件土地の確保等)	2
第10条	(許認可及び届出等)	3
第11条	(乙の資金調達)	3
第12条	(入札説明書等の誤謬等)	3
第13条	(監視職員)	3
第14条	(総括代理人)	4
第15条	(代理人に関する措置請求)	5
第2章	本施設の設計	5
第16条	(本施設の設計)	5
第17条	(関連行政手続き)	6
第18条	(設計の変更)	6
第19条	(敷地調査の実施並びに調査計画書の作成及び提出)	6
第20条	(土地の瑕疵による設計変更等)	7
第21条	(設計の完了)	7
第3章	本施設の建設	8
第1節	総 則	8
第22条	(本施設の建設)	8
第23条	(実施工程表等)	9
第24条	(工事監理)	9
第25条	(建設工事に伴う各種調査、対策等)	9
第26条	(建設工事に伴う近隣対応)	10
第2節	甲による確認	10
第27条	(説明要求等)	10
第28条	(本施設の間接確認)	11
第3節	竣工等	11
第29条	(本施設の竣工検査)	11

第30条	（甲による本施設の竣工確認）	11
第31条	（甲による本施設の竣工確認通知）	12
第32条	（引渡予定日の変更等）	12
第33条	（引渡予定日変更の場合の費用の負担）	12
第4節	損害の発生等	12
第34条	（第三者に対する損害賠償）	12
第35条	（履行保証）	13
第4章	本施設の引渡し	13
第36条	（本施設の引渡し及び所有権の移転等）	13
第37条	（引渡しの遅延）	14
第38条	（瑕疵担保）	14
第39条	（現場管理業務）	15
第5章	解体対象施設の解体撤去	15
第40条	（解体撤去業務の実施）	15
第41条	（解体撤去業務の工程等）	15
第42条	（解体等の完了確認）	15
第43条	（甲による解体等完了確認通知書の交付）	16
第44条	（施設整備業務に関する規定の準用等）	16
第6章	維持管理対象施設の維持管理	16
第45条	（維持管理期間）	16
第46条	（維持管理対象施設の維持管理業務の実施）	17
第47条	（業務要求水準の充足）	17
第48条	（維持管理業務計画書等の提出）	17
第49条	（維持管理体制の整備）	18
第50条	（業務従事者名簿の提出等）	18
第51条	（業務要求水準の変更）	18
第52条	（第三者による実施）	19
第53条	（施設の提供）	19
第54条	（期間終了前の検査）	19
第55条	（損失負担）	19
第56条	（第三者に及ぼした損害等）	20
第57条	（業務報告）	20
第7章	業績等の監視に関する事項	20
第58条	（業務の監視）	20
第59条	（業務不履行に関する手続き）	21
第8章	PFI事業費の支払	21

第60条 (PFI事業費の支払)	21
第61条 (施設整備費相当分の支払)	21
第62条 (解体撤去費相当分の支払)	21
第63条 (維持管理業務費及びその他の費用相当分の支払及び返還)	21
第64条 (維持管理業務費及びその他の費用相当分の改定)	22
第9章 契約期間及び契約の終了	22
第65条 (契約期間)	22
第66条 (甲による任意解除)	22
第67条 (甲の債務不履行等による解除)	22
第68条 (乙の債務不履行等による解除)	22
第69条 (解除の効力)	23
第70条 (損害賠償等)	23
第71条 (解除時の対価等の支払)	24
第72条 (本施設の出来高の検査)	24
第73条 (解体工事の出来高の検査)	24
第74条 (契約終了時の事務)	25
第75条 (保全義務)	25
第76条 (関係書類の引渡し等)	26
第10章 法令変更	26
第77条 (法令変更への対応)	26
第78条 (協議)	26
第79条 (法令変更による契約の終了)	26
第11章 不可抗力	27
第80条 (不可抗力への対応)	27
第81条 (協議)	27
第82条 (不可抗力による契約の終了)	28
第12章 その他	29
第83条 (乙の権利義務の譲渡)	29
第84条 (甲の承諾が必要な事項)	29
第85条 (乙の兼業禁止)	29
第86条 (経営状況の報告)	29
第87条 (遅延利息)	30
第88条 (守秘義務)	30
第89条 (成果物及び本施設の利用及び著作権)	30
第90条 (著作権等の侵害の防止)	31
第91条 (特許権等)	31

第92条（保険加入義務）	32
第13章 雑則	32
第93条（雑則）	32
第94条（協議会の設置）	32
第95条（疑義に関する協議）	32
第96条（金融機関等との協議）	32
第97条（裁判管轄）	33
別紙1 契約金額の内訳（本契約の鑑関係）	34
別紙2 用語の定義.....	41
別紙3 事業場所（本契約の鑑関係）	46
別紙4 借上財産無償貸付契約書の様式（第9条関係）	47
別紙5 事業日程（第5条及び第21条関係）	50
別紙6 保証書の様式（第38条及び第44条関係）	51
別紙7 PFI事業費の算定及び支払方法	55
別紙8 業績等の監視及び改善要求措置要領	56
別紙9 乙が付保する保険（第92条関係）	57

第1章 総則

(総則)

第1条 甲及び乙は、本契約に基づき、日本国の法令を遵守し、信義に従って誠実に本契約を履行しなければならない。

(目的及び用語の定義)

第2条 本契約は、甲及び乙が相互に協力し、本事業を円滑に実施するために必要な一切の事項を定めることを目的とする。

2 本契約において用いられている語句は、本文中において特に明示されているものを除き、別紙2（用語の定義）において定められた意味を有する。

(公共性及び民間事業の趣旨の尊重)

第3条 乙は、本事業が我が国における航空交通の安全と効率的な運航を担保するための管制施設を整備し、かつその機能と性能を将来にわたって適切に維持管理する高い公共性と重要性を担った業務であることを十分理解し、本事業の実施に当たっては、その趣旨を尊重するものとする。

2 甲は、本事業が民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用し、乙の自主性と創意工夫を尊重することにより、効率的かつ効果的に実施するものであることを十分に理解し、その趣旨を尊重するものとする。

(本事業の概要)

第4条 乙は、本契約に基づき、以下の業務より構成される本事業を実施するものとする。

- (1) 施設整備業務
- (2) 解体撤去業務
- (3) 維持管理業務

2 乙は、本事業を、本契約、入札説明書等及び事業計画書に従って遂行しなければならない。

3 本契約、入札説明書等及び事業計画書の記載内容に矛盾又は齟齬がある場合には、本契約、入札説明書等及び事業計画書の順にその解釈が優先する。

4 入札説明書等の各資料間で記載内容に矛盾又は齟齬がある場合若しくは事業計画書の各資料間で記載内容に矛盾又は齟齬がある場合には、甲及び乙は、協議のうえ、かかる記載内容に関する事項を決定するものとする。

5 乙は、本件土地に本施設以外の不動産又は土地工作物を設置してはならない。

6 乙は、本施設について、譲渡し、担保権を設定し、又はその他の処分をしてはならない。

7 甲は、本契約に基づき乙に対して修正、修補又は是正の要求、中間確認、竣工確認通知、完了確認通知書の交付、検査、立会い、報告の受理又は受領、確認及び承認を行ったこと並びに乙の意見を合理的と認めたこと等により、本事業の実施の全部又は一部について何ら責任を負担するものではない。

(事業日程)

第5条 乙は、本事業を、別紙5（事業日程）として添付する日程表に従って実施しなければならない。

(PFI 事業費内訳書の提出)

第6条 乙は、本契約の締結後10日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）を含まない。）以内に本契約、入札説明書等及び事業計画書に基づき、PFI 事業費の内訳書を作成し、甲に提出し、甲の了解を得なければならない。

2 PFI事業費は、別紙7（PFI事業費の算定及び支払方法）に定める手順によって確定するものとする。

(事業の留意点)

第7条 乙は、本事業の実施に当たり、契約期間中はもとより、契約期間終了後の本施設の維持管理及び修繕等に要する費用の節減に配慮しなければならない。

2 乙は、建築基準法（昭和25年法律第201号）、消防法（昭和23年法律第186号）等の関係法令の規定に適合するよう本事業を実施しなければならない。

3 乙は、善良なる管理者としての注意をもって、本契約を履行しなければならない。

4 乙は、本事業の実施にあたり、本施設について発生する損害や増加費用等について、本事業の遂行に支障とならないよう配慮し、また、当該損害や増加費用等を最小限にするよう努めなければならない。

(関連業務の調整)

第8条 乙は、甲が本事業に関連して個別に発注する第三者の施工する工事等（甲が自ら調達する設備・機器等の設置に伴う業務を含む。以下、本条において同じ。）について、本施設の施工上密接に関連する場合は、第三者の行う工事等の円滑な実施に協力し、必要な調整を行うものとする。

2 乙は、維持管理期間中において、甲の実施する業務等が乙の実施する維持管理業務に関連する場合は、当該業務等の円滑な実施に協力し、必要な調整を行うものとする。

3 乙は、前各項における関連業務が実施される場合、関連業務を実施する第三者及びその使用人に関する一切の責任を負わない。ただし、乙による調整が不相当と認められる場合はこの限りではない。

(本件土地の確保等)

第9条 甲は、乙が本事業の実施上必要とする日までに本件土地を確保しなければならない。

2 乙は、甲との間において別紙4に定める書式による借上財産無償貸付契約を締結することにより、本施設の引渡日までの間、本件土地を無償で使用することができる。

3 甲は、別紙4に定める書式による借上財産無償貸付契約に基づき、本件土地を現状にて乙

に引渡すものとする。

- 4 乙は、本件土地の引渡しを受けた後、善良なる管理者の注意義務をもって本件土地を管理しなければならない。

(許認可及び届出等)

第10条 乙は、本契約上の義務を履行するために必要な一切の許認可（維持管理業務に関する許認可を含む。以下本条において同じ。）を、自己の責任及び費用負担において取得し、維持するものとする。また、乙は、本契約上の義務を履行するために必要となる一切の届出及び報告を、自己の責任及び費用負担において作成し、提出するものとする。ただし、甲が自ら許認可の取得又は届出等を行う必要がある場合には、甲が必要な措置を講ずるものとし、当該措置を講ずるため甲が乙に対し協力を求めたときは、乙はこれに応じるものとする。

- 2 甲は、乙が甲に対して協力を求めた場合には、乙による前項本文に定める許認可の取得及び届出等に必要な資料の提出等について必要に応じて協力をするものとする。
- 3 乙は、第1項本文に定める許認可の取得及び維持に関する責任（許認可の取得遅延及び失効により発生する増加費用を含む。）を負担するものとする。ただし、乙による許認可の取得又は届出の遅延等が甲の責めに帰すべき事由による場合には、甲は当該許認可の取得又は届出の遅延等に起因する合理的な増加費用を負担しなければならない。
- 4 乙は、第1項の許認可等の申請に際しては、甲に書面による事前説明及び事後報告を行うものとする。

(乙の資金調達)

第11条 本契約に別段の定めがある場合を除き、本事業の実施に関連する一切の費用は、すべて乙が負担するものとする。

- 2 本事業に関する乙の資金調達は、乙が自己の責任及び費用負担において行うものとする。ただし、乙が本事業を実施するにあたり、財政上及び金融上の支援を受けるため、甲に対して協力要請を行った場合には、甲はその支援を乙が受けることができるよう、可能な限り協力するものとする。

(入札説明書等の誤謬等)

第12条 本契約に別段の定めがある場合を除き、甲の提示する入札説明書等の文書又は資料の誤りに起因して、乙において費用の増加又は損害が生じた場合には、当該増加費用又は損害は合理的な範囲内で甲が負担するものとする。ただし、乙が当該誤りを知っていた場合又は重大な過失により知り得なかった場合については、この限りではない。

(監視職員)

第13条 甲は、その裁量により監視職員を置くことができるものとする。甲が監視職員を置いたときは、その日から10日（休日を含まない。）以内に、その氏名を乙に通知するものとする。監視職員を変更したときも、同様とする。

2 監視職員は、本契約に基づく甲の権限とされる事項のうち、甲が必要と認めて監視職員に委任する次の各号に掲げる権限を有する。

- (1) 本事業の適正かつ確実な実施についての乙又は乙の総括代理人に対する請求、通知、確認、承諾、協議又は本契約の義務履行にかかる本事業の実施状況の監視
- (2) 乙の財務状況並びに設計者、建設者、工事監理者、解体者及び維持管理者との契約内容の監視
- (3) 乙が作成及び提出した資料の確認

3 甲は、2名以上の監視職員を置いた場合であって、(i) 前項の権限を分担させたときはそれぞれの監視職員の有する権限の内容を、(ii) 前項に定めるもののほかに監視職員に本契約に基づく甲の権限の一部を委任したときは当該委任した権限の内容を、乙に通知するものとする。

4 甲が監視職員を置いたときは、乙が行う本契約に定める請求（第15条第3項に定める請求を除く。）、通知、報告、申出、確認、承諾及び解除は、監視職員（監視職員が複数置かれている場合には当該事項につき権限ある監視職員。）を経由して行うものとする。この場合においては、当該請求等にかかる書面が監視職員に到達した日をもって甲に到達したものとみなす。

(総括代理人)

第14条 乙は、本契約締結後速やかに、事業期間を通じた総括代理人（自然人に限る。）を定め、その氏名その他必要な事項を直ちに甲へ通知しなければならない。総括代理人を変更したときも同様とする。

2 総括代理人は、乙による本契約の履行に関し、その運営及び取締りを行うものとし、本契約に基づく乙の一切の権限のうち、次に掲げる権限を除いた権限について、乙を代理することができるものとする。

- (1) 契約金額の変更に関する意思表示
- (2) 契約金額の請求及び受領
- (3) 第15条第1項の請求の受理
- (4) 第15条第2項の決定及び通知
- (5) 契約の解除にかかる権限
- (6) 甲に対する増加費用又は損害賠償の請求及び受領その他甲に対する金銭債権に掛かる請求及び受領

3 乙は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち総括代理人に代理権を与えず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を甲に通知しなければならない。

4 本契約上、総括代理人の責めに帰すべき事由は、乙の責めに帰すべき事由に該当するものとし、乙は総括代理人の行為について、甲に対し責任を負うものとする。

(代理人に関する措置請求)

- 第15条 甲は、総括代理人が、本事業の適正かつ確実な実施を確保するために不相当と認められるときは、乙に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができるものとする。
- 2 乙は、前項の規定による請求があったときは、当該請求にかかる事項について誠実に対応するものとし、請求を受けた日から10日（休日を含まない。）以内に、その結果を甲に報告しなければならない。
- 3 乙は、監視職員がその職務の執行につき不相当と認められるときは、甲に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができるものとする。
- 4 甲は、前項の規定による請求があったときは、当該請求にかかる事項について決定し、請求を受けた日から10日（休日を含まない。）以内に、その結果を乙に通知しなければならない。

第2章 本施設の設計

(本施設の設計)

- 第16条 乙は、本契約締結後速やかに、設計業務の履行にかかる体制表、業務要求水準書に基づく設計・施工工程表及び設計業務にかかる要求性能確認計画書を作成し、甲に提出するものとする。
- 2 乙は、本施設について、本契約締結後速やかに、甲と協議の上、本契約、入札説明書等及び事業計画書に基づき基本設計の作成業務を開始し、完成した基本設計につき甲に報告するものとする。乙は、基本設計につき甲の確認を受けたときは、実施設計の作成業務を開始し、完成した実施設計につき甲の確認を受けるものとする。
- 3 乙は、前項に基づく基本設計の完了前に、本施設の平面計画について甲と協議しなければならない。当該協議に要する日数は、40日（休日を含まない。）以内とする。
- 4 乙は、第2項に基づいて基本設計又は実施設計につき甲の確認を終えた時点、並びに実施設計の途中で甲の指定する時点において、業務要求水準書に基づくコスト管理計画書をそれぞれ遅滞なく甲へ提出するものとする。
- 5 乙は、本施設の設計を設計者に実施させなければならないが、設計者を変更し、又は追加してはならない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合であって甲の事前の書面による承諾を得た場合はこの限りではない。
- 6 乙は、設計者が第三者に本施設の設計の全部を一括して、又は主たる部分（設計における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等をいう。）を委託し、又は請け負わせることを認めてはならない。
- 7 乙は、設計者が第三者に本施設の設計の一部を委託し又は請け負わせようとするときは、当該第三者の商号又は名称その他甲が別途定める事項を記載した書面をあらかじめ甲に提出し、甲の確認を受けなければならない。その内容を変更しようとするときも同様とする。
- 8 本施設の設計に関する設計者その他第三者の使用は、すべて乙の責任及び費用負担におい

て行うものとし、本施設の設計に関して設計者又は設計者が使用する第三者の責めに帰すべき事由により生じた損害及び増加費用については、すべて乙の責めに帰すべき事由により生じた損害及び増加費用とみなして、乙が負担するものとする。

- 9 甲は、乙に対して本施設の設計の進捗状況に関して適宜報告を求めることができるものとする。

(関連行政手続き)

第17条 乙は、自己の責任及び費用負担により、建築基準法による確認申請等、本事業の実施のために必要な法令に定める手続きを行わなければならない。

- 2 乙は、甲に対し、前項に定める手続きについて、事前説明及び事後報告を行わなければならない。

(設計の変更)

第18条 甲は、必要があると認める場合には、乙に対して、竣工予定日及び引渡予定日の変更を伴わず、かつ、事業計画書における提案の範囲を逸脱しない限度で、本施設の設計変更を求めることができる。この場合において、乙は、当該変更の要否及び乙の本事業の実施に与える影響を検討し、甲に対して15日（休日を含まない。）以内にその結果を通知しなければならない。甲は、かかる乙の検討結果を踏まえて設計変更の要否を最終的に決定し、乙に通知する。乙は、かかる甲の通知に従うものとする。

- 2 前項の規定に従い甲の請求により乙が設計変更を行う場合であって、当該設計変更が乙の責めに帰すべき事由によらないときは、当該変更により乙に増加費用（建設工事費等のほか、合理的な金融費用や将来の維持管理業務費の増加費用を含む。以下、本条において同じ。）が発生したときは、甲が当該費用を合理的な範囲で負担するものとする。当該変更により施設整備費又は維持管理業務費の減少が生じたときには、それぞれ第8章（PFI事業費の支払）に定めるPFI事業費の支払額を減額するものとする。

- 3 乙は、甲の事前の承諾を得た場合を除き、本施設の設計変更を行うことはできないものとする。

- 4 第1項の規定により甲の請求により設計変更を行う場合で乙の責に帰すべき事由による場合及び甲の事前の承諾を得て乙が本施設の設計変更を行う場合であって、当該変更により乙に増加費用が発生したときは、乙が当該費用を負担し、費用の減少が生じたときは、当該費用の減少額に応じて第8章（PFI事業費の支払）に定めるPFI事業費の支払額を減額するものとする。

(敷地調査の実施並びに調査計画書の作成及び提出)

第19条 乙は、必要に応じて、本件土地における測量、地盤調査その他の関係する調査を実施することができる。

- 2 乙は、前項に定める調査を実施する場合は、調査に着手する前に調査計画書を作成し、甲に提出し確認を受けなければならない。また、当該調査業務又は調査結果にかかる一切の責任及び費用並びに当該調査の不備及び誤り等から生じる一切の責任及び増加費用については、

乙がこれらを負担する。

- 3 乙は、第1項に定める調査を終了したときは、調査報告書を作成し、甲に提出しなければならない。
- 4 乙は、第1項に定める調査の実施に伴い、又は調査の結果により、新たな事実が判明した場合には、その旨を直ちに甲へ通知しなければならない。その対策費用については、第20条に定めるところにより甲がこれを負担する。ただし、乙が甲への通知義務を怠った場合は、甲は一切の費用負担を免れるものとする。

(土地の瑕疵による設計変更等)

第20条 甲は、第9条第3項に従い、本件土地を現状にて乙に対して引き渡す義務を負うほか、本条第4項及び第5項による場合以外は、本件土地の瑕疵に関する責任を負わないものとする。

- 2 乙は、甲が乙に対して本事業の入札手続きにおいて提供した本件土地に関する情報及び現場確認の機会に知り得た情報（以下本条において「土地情報」という。）から合理的に推測できる本件土地の瑕疵については、自己の責任及び費用負担をもって、必要な対策を講じなければならない。甲は、土地情報から合理的に推測できる本件土地の瑕疵に起因して発生した損害及び増加費用については、何ら負担しないものとする。
- 3 本施設の竣工までに、土地情報から合理的に推測できなかった本件土地の瑕疵に起因して、本施設の設計変更をする必要が生じた場合には、乙は甲に対し、設計又は本件工事の変更の承諾を求めることができ、甲は、必要かつ相当と判断したときは、これを承諾するものとする。この場合においては、甲及び乙は協議のうえ、竣工予定日及び引渡予定日を変更することができるものとする。
- 4 甲は、前項に基づく変更（竣工予定日及び引渡予定日の変更を含む。）に起因する増加費用を合理的な範囲で負担するものとする。他方、当該変更により施設整備費又は維持管理業務費の減少が生じたときは、それぞれ第8章（PFI事業費の支払）に定めるPFI事業費の支払額を減少するものとする。
- 5 甲は、第3項に基づく設計変更が行われない場合においても、土地情報から合理的に推測できなかった本件土地の瑕疵により、乙に発生した合理的な増加費用及び損害を合理的な範囲で補償するものとする。
- 6 土地情報から合理的に推測できなかった本件土地の瑕疵に関する甲の責任について、乙による請求期間は、当該瑕疵を発見した日から1年間とする。

(設計の完了)

第21条 乙は、基本設計及び実施設計の完了後遅滞なく、設計図書をそれぞれ甲に提出し、その説明を行わなければならない。設計変更を行う場合も同様とする。この場合において、設計図書の提出は、別紙5（事業日程）の日程表に従うものとする。

- 2 甲は、提示された設計図書が本契約、入札説明書等、事業計画書又は甲と乙の設計打ち合わせにおいて合意された事項に従っていない、若しくは提示された設計図書では本契約、入札説明書等、事業計画書及び甲と乙の設計打ち合わせにおける合意において要求される仕様

を満たさないと判断する場合は、乙と協議のうえ、乙の責任及び費用負担において修正することを乙に対し求めることができるものとする。

- 3 乙は、甲からの指摘により又は自ら設計に不備・不具合等を発見したときは、自己の責任及び費用負担において速やかに設計図書の修正を行い、修正点について甲に報告し、その確認を受けるものとする。設計の変更について不備・不具合等を発見した場合も同様とする。
- 4 前2項に規定する修正の結果、本施設の引渡しが遅延した場合には、第37条第4項の規定を適用する。
- 5 乙は、業務要求水準書の定めるところにより、国有財産台帳の作成に係る資料及び完成図の作成を行い、これを甲へ提出し、確認を受けるものとする。

第3章 本施設の建設

第1節 総則

(本施設の建設)

- 第22条 乙は、入札説明書等、設計図書、事業計画書及び第23条第1項に定める実施工程表に従い、本施設の建設工事（以下単に「建設工事」という。）を実施するものとする。乙は、建設工事の着手に当たっては、甲に事前に通知するものとする。
- 2 乙は、建設工事を完成するために必要な仮設、施工方法その他一切の手段については、設計図書、事業計画書等において特に提案されているもののほかは、自己の責任及び費用負担で定めるものとする。
- 3 乙は、建設工事に必要な工事用電気、水道、ガス等については、自己の責任及び費用負担において調達しなければならない。
- 4 乙は、建設工事を建設者に実施させなければならず、建設者を変更し又は追加してはならない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合であって甲の事前の書面による承諾を得た場合はこの限りではない。
- 5 乙は、建設業法（昭和24年法律第100号）第22条第3項の承諾を建設者に与えてはならず、また、建設者が第三者に建設工事の主たる部分（建設工事における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等をいう。）を委託し又は請け負わせることを認めてはならない。
- 6 乙は、建設工事の着工予定日までに、建設業法第24条の7及び業務要求水準書に基づく施工体制台帳及び施工体系図の写しを甲に提出し、甲の確認を受けなければならない。その内容を変更するときも同様とする。
- 7 建設工事に関する建設者及び下請負人（以下、総称して「工事請負人等」という。）の使用は、すべて乙の責任及び費用負担において行うものとし、建設工事に関して工事請負人等の責めに帰すべき事由は、その原因及び結果のいかんを問わず、乙の責めに帰すべき事由とみなす。
- 8 工事請負人等に関する何らかの紛争等に起因して本件工事に支障が生じた場合において、甲又は乙が負担することとなる増加費用及び損害については、すべて乙が負担するものとする。

る。

(実施工程表等)

- 第23条 乙は、建設工事の着手前に業務要求水準書に基づく実施工程表及び建設業務にかかる要求性能確認計画書を作成し、甲に提出するものとする。また、乙は、甲に提出した後当該書類に変更が生じた場合は、速やかに甲にこれを再提出するものとする。
- 2 乙は、建設工事に着手した日から引渡日までの間、業務要求水準書に定める月間工程表を作成し、当該月間工程の前月末日までに甲へ提出するものとする。また、乙は、甲に提出した後当該書類に変更が生じた場合は、速やかに甲にこれを再提出するものとする。
- 3 乙は、建設工事に着手した日から引渡日までの間、業務要求水準書に定めのある進捗状況報告書を毎月作成し、当該月末に甲へ提出するものとする。
- 4 乙は、第1項の実施工程表に記載された出来高予定と、前項の進捗状況報告書に示された出来高との変動が5%を超える状況が生じた場合は、その理由を明確にして甲に報告するものとする。
- 5 乙は、第16条第4項に定めるところにより実施設計終了時点で作成したコスト管理計画書及び業務要求水準書に基づいてコストの適正な管理を行うものとする。なお、工事完了時及び工事の途中で甲の指定する時点において、コスト管理計画書を再度作成し、それぞれ遅滞なく甲へ提出するものとする。

(工事監理)

- 第24条 乙は、建設工事に着手する前に、自己の費用負担により工事監理者を定め、速やかに甲に対して通知するものとする。なお、工事監理業務と建設業務を同一の企業が実施することはできない。
- 2 乙は、工事監理者をして第23条第1項に規定する要求性能確認計画書を確認させ、当該計画書に基づいて工事監理業務を実施させなければならない。
- 3 乙は、工事監理者に、乙を通じ工事監理の状況を業務要求水準書に従って甲へ毎月報告させるものとし、甲が要請したときは、工事施工の事前説明及び事後報告並びに工事現場での施工状況の説明を、随時行わせるものとする。
- 4 乙は、工事監理者に、甲に対して本施設の完成確認報告を行わせるものとする。
- 5 乙は、工事監理者が工事監理を行い、かつ、本条の規定を遵守するうえで必要となる協力を行うものとする。
- 6 建設工事の監理の不備、誤り等、工事監理者の責めに帰すべき事由は、すべて乙が責任を負うものとする。

(建設工事に伴う各種調査、対策等)

- 第25条 乙は、入札説明書等及び事業計画書に従って自らの責任及び費用負担により、第19条による敷地調査のほか、騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶、大気汚染、水質汚染、臭気、電波障害その他建設工事が近隣住民の生活環境に与える影響を調査し、合理的に要求される範囲内で対策を講じなければならない。この場合において、乙は当該調査の

内容及び結果、実施した対策内容等について甲へ報告しなければならない。

- 2 乙が前項により実施する各種調査の不備、誤り等によって本事業について生じた増加費用は、乙が負担するものとする。

(建設工事に伴う近隣対応)

第26条 甲が入札説明書等で乙に対して提示する条件に関して生じた住民反対運動や訴訟については、甲が責任を負うものとする。

- 2 本契約の契約締結日から建設工事の着手の日までの間に、乙は、自己の責任及び費用負担において、近隣住民等に対し事業計画（第4条に定める事項及び内容の計画をいう。以下この条において同じ。）及び工事実施計画（本施設の配置、施工時期、施工方法等の計画をいう。）の説明を行い、了解を得るよう努めなければならない。甲は、必要と認める場合には、乙が行う説明に協力するものとする。
- 3 乙は、前項の説明に先立ち、乙が実施しようとする説明の方法、時期及び内容について、甲に対して説明を行わなければならない。
- 4 乙は、甲の事前の承諾を得ない限り、第2項に定める近隣対応の不調を理由として事業計画の変更をすることはできない。この場合において、甲は、乙が更なる適切な対応を行っても近隣住民等の了解が得られないことを明らかにした場合に限り、事業計画の変更を承諾するものとする。
- 5 前項の定めにかかわらず、第2項に定める近隣対応の結果、本施設の竣工の遅延が見込まれる場合には、甲及び乙は協議のうえ、竣工予定日及び引渡予定日を変更することができるものとする。
- 6 第2項に定める近隣対応の結果、乙に生じた費用（前項に基づき竣工予定日及び引渡予定日に変更されたことによる費用増加も含む。）については、乙が負担するものとする。ただし、入札説明書等において甲が乙に提示した条件に直接起因するものについては、相当と認める範囲で甲が合理的な費用を負担するものとする。
- 7 乙が第2項の規定に基づき合理的な近隣対応を実施したにもかかわらず、当該近隣住民等の反対等により、本事業の実施が不可能又は著しく困難であると甲が認めた場合若しくは事業計画書における提案の範囲を超える本施設の設計変更が必要であると甲が認めた場合には、甲は、乙と協議のうえ、本契約を解除することができるものとする。かかる解除については、第82条第2項の規定を準用する。

第2節 甲による確認

(説明要求等)

第27条 甲は、建設工事が設計図書に従い行われていることを確認するために、本施設の建設状況及び品質管理について、乙に事前に通知したうえで、乙又は工事請負人等に対して説明を求めることができるものとし、また、建設現場において本施設の建設状況を乙の立会いのうえ確認することができるものとする。

2 乙は、前項に規定する説明及び確認の実施について、甲に対して協力するとともに、工事請負人等をして、甲に対して必要かつ合理的な説明及び報告を行わせるものとする。

3 前2項に規定する説明又は確認の実施の結果、建設工事が本契約、設計図書若しくは事業計画書に従っていないと甲が判断した場合又は本契約、設計図書及び事業計画書に規定する仕様を満たさないと甲が判断した場合には、甲は、乙に対してその是正を求めることができるものとし、乙は、これに従わなければならない。

4 甲は、乙に対して施工体制台帳（建設業法第24条の7に規定する施工体制台帳をいう。）及び施工体制にかかる事項について報告を求めることができるものとする。

（本施設の間接確認）

第28条 建設工事が設計図書に従い行われていることを確認するために、甲は、建設工事の着手後、引渡予定日までの間において、必要な事項に関する間接確認を実施することができるものとする。

2 間接確認の結果、建設状況が本契約、入札説明書等、設計図書若しくは事業計画書に従っていないと甲が判断した場合又は本契約、入札説明書等、設計図書及び事業計画書に規定する仕様を満たさないと甲が判断した場合には、甲は乙に対してその是正を求めることができ、乙はこれに従わなければならない。

第3節 竣工等

（本施設の竣工検査）

第29条 乙は、本施設が竣工した後速やかに、自己の責任及び費用負担において、本施設の竣工検査を行うものとする。

2 甲は、前項に規定する竣工検査への立会いを求めることができるものとする。

3 乙は、竣工検査に対する甲の立会いの実施の有無を問わず、甲に対して、竣工検査の結果に検査済証その他の検査結果に関する書面の写しを添えたもの（以下「建設業務完了報告書」という。）を提出しなければならない。

（甲による本施設の竣工確認）

第30条 甲は、第29条第3項に規定する建設業務完了報告書を乙より受領してから10日（休日を含まない。）以内に、乙、工事請負人等及び工事監理者の立会いのうえ、本施設の竣工確認を実施する。確認に際して、乙は、現場説明、施工記録等の資料提供などにより、甲に協力しなければならない。

2 甲は、前項に定める竣工確認により本施設が入札説明書等、設計図書及び事業計画書どおりに建設されていると認めるときは、建設工事の完了の承諾を行わなければならない。

- 3 甲は、本施設が入札説明書等、設計図書及び事業計画書どおりに建設されていないと認めるときは、不備・不具合等の具体的内容を明らかにし、期間を定めて乙に対しその修補を求めることができるものとする。
- 4 乙は、前項の規定により甲から修補を求められた場合には、速やかに修補を行い、その完了後、改めて甲の竣工確認及び建設工事の完了の承諾を得なければならない。この場合には、本条第1項に掲げる期限の定めは適用せず、甲は速やかに修補の結果を確認するものとする。
- 5 第3項に規定する修補の結果、本施設の引渡しが遅延した場合は、第37条第4項の規定を適用する。

(甲による本施設の竣工確認通知)

- 第31条 甲は、第30条第2項に規定する建設工事の完了の承諾を行った後、引渡予定日までに、乙に対して竣工確認通知を行うものとする。
- 2 甲は、前項に規定する竣工確認通知を行ったことを理由として、本施設の建設工事及び維持管理の全部又は一部について何らの責任を負担するものではなく、また、乙は、その提供する維持管理業務が業務要求水準を満たさなかった場合において、甲が前項に規定する竣工確認通知を行ったことをもってその責任を免れることはできない。

(引渡予定日の変更等)

- 第32条 甲が乙に対して引渡予定日の変更を請求した場合には、甲と乙は協議により当該変更の当否を定めるものとする。
- 2 不可抗力、法令変更又は乙の責めに帰すことのできない事由により、乙が甲に対して引渡予定日の変更を請求した場合には、甲と乙は協議により当該変更の当否を定めるものとする。この場合にあつて、甲と乙の間において協議が整わないときは、甲が合理的な引渡予定日を定めるものとし、乙はこれに従わなければならない。
 - 3 乙は、前2項により引渡予定日に変更された場合には、必要に応じて竣工予定日を変更できるものとする。ただし、竣工予定日及び引渡予定日に変更された場合でも、第65条に定める契約期間の終期は変更しない。

(引渡予定日変更の場合の費用の負担)

- 第33条 前条により引渡予定日に変更された場合で、乙に増加費用が生ずる場合には、かかる増加費用の負担については、以下の通りとする。
- (1) 甲の責めに帰すべき事由による場合は、合理的な範囲で甲が負担する。
 - (2) 乙の責めに帰すべき事由による場合は、すべて乙が負担する。
 - (3) 不可抗力による場合は、第81条第2項の定めに従い、甲及び乙が負担する。
 - (4) 法令変更による場合は、第78条の定めに従い、甲及び乙が負担する。

第4節 損害の発生等

(第三者に対する損害賠償)

第34条 建設工事、解体工事及び改修工事において第三者に損害が生じた場合には、乙がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害（第92条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。）のうち甲の責めに帰すべき理由により生じたもの及び工事の実施に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下等により生じたもの（乙が善良なる管理者の注意義務を尽くしたにもかかわらずやむを得ず生じたものに限る。）については、甲が負担するものとする。

2 甲は、前項本文に規定する損害について第三者に対して賠償した場合には、乙に帰責事由があるときは、乙に対して、賠償した金額及びその他賠償に伴い発生した費用を求償することができるものとする。乙は、甲からの請求を受けた場合には、速やかに甲に支払わなければならない。

(履行保証)

第35条 乙は、甲を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、又は乙を被保険者とする履行保証保険契約を設計者、建設者、工事監理者、解体者の全部又は一部の者に締結させなければならない。

2 前項において乙を被保険者とする履行保証保険契約が締結される場合には、乙は、次項第(1)号に定める保険金請求権に、第70条第2項第(1)号による違約金支払債務を被担保債務とする質権、また次項第(2)号に定める保険金請求権に第70条第2項第(2)号による違約金支払債務を被担保債務とする質権を、それぞれ甲のために設定するものとする。かかる質権の設定費用（対抗要件具備のための費用を含む。）は乙が負担するものとする。

3 第1項の履行保証保険の金額及び有効期間は、次の各号に従うものとする。

(1) 施設整備期間

履行保証保険の金額は、建設工事費等の総額の10%以上とし、その有効期間は、施設整備業務の着手日から引渡予定日までとする。

(2) 解体撤去期間

履行保証保険の金額は、解体撤去費の10%以上とし、その有効期間は、解体撤去期間とする。

4 乙は、第1項の履行保証保険契約締結後、速やかに当該契約に基づく保険証券の写しを甲に提出して、内容の確認を受けなければならない。

第4章 本施設の引渡し

(本施設の引渡し及び所有権の移転等)

第36条 乙は、甲から本施設の竣工確認通知を受領し、引渡予定日（ただし、甲の本施設の竣工確認通知が当初の引渡予定日より遅延した場合は竣工確認後速やかに）に本施設の所有権を甲に移転し、業務要求水準書に記載する竣工図書（完成時の提出書類）とともに本施設を甲に引き渡すものとする。乙は、本施設について、担保権その他の制限物権等の負担のない、完全な所有権を甲に移転するものとする。

2 乙は、本施設の甲への引渡しに先立ち、甲より、設備、機器及び備品等の搬入並びに電源

装置及びケーブル等の設置、敷設（以下「搬入等」という。）を開始したい旨の請求を受けた場合には、甲による搬入等を認めるものとする。ただし、甲は、乙が行う建設工事に支障がないよう搬入等作業を行うものとする。

- 3 前項に基づく甲による搬入等作業により、又は前項に基づき甲が搬入等した設備、機器、備品、電源装置及びケーブル等（以下「搬入品」という。）により生じた損害は甲の負担とし、それ以外の損害は乙の負担とする。なお、乙は、かかる搬入品に損害が生じないよう最善の注意をするよう努めなければならない、乙がかかる注意を怠ったことにより搬入品により損害が生じた場合には、かかる損害は乙が負担するものとする。

（引渡し遅延）

第37条 乙は、本施設の引渡し遅延が見込まれる場合には、引渡予定日の30日前（休日を含む。）までに、当該遅延の原因及びその対応計画を甲に通知しなければならない。ただし、第30条第3項による修補を行う必要から遅延が見込まれる場合は、この限りでない。

- 2 乙は、前項に規定する対応計画において、本施設の引渡しを可及的速やかに行うための対策及び想定される維持管理期間の開始までの予定を明らかにしなければならない。

- 3 甲の責めに帰すべき事由に起因して本施設の引渡し遅延する場合には、甲は、当該遅延により乙が負担した合理的な増加費用を負担しなければならない。

- 4 乙の責めに帰すべき事由によって本施設の引渡し遅延する場合には、乙は、当該遅延への対応に要する費用を負担するほか、引渡予定日から引渡日までの日数に応じ、引渡し遅延にかかる施設費相当分の金額に第87条第2項に定める利率で計算した額を違約金として甲に支払わなければならない。当該遅延に起因して甲が被った損害額が上記の違約金の額を上回るときは、乙は、その差額を甲の請求に基づき支払わなければならない。

- 5 本施設の引渡し遅延が法令変更に起因する場合は第10章（法令変更）の規定により、不可抗力に起因する場合は第11章（不可抗力）の規定による。

（瑕疵担保）

第38条 甲は、本施設に瑕疵があるときは、乙に対して相当の期間を定めて当該瑕疵の修補を請求し、又は修補に代え若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができるものとする。ただし、瑕疵が重要でなく、かつ、その修補に過分の費用を要するときは、甲は修補を請求することができない。

- 2 本施設の瑕疵に関する修補又は損害賠償の請求は、本施設の引渡しを受けた日から2年以内に行わなければならない。ただし、本施設に関する瑕疵が乙の故意または重大な過失により生じた場合、又は住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第87条第1項に規定する構造耐力上主要な部分若しくは雨水の浸入を防止する部分について生じた場合（構造耐力又は雨水の浸入に影響のないものを除く。）には、当該請求は本施設の引渡しを受けた日から10年間行うことができるものとする。

- 3 甲は、本施設が第1項の瑕疵により滅失又は損傷したときは、第2項に定める期間内で、かつ、その滅失又は損傷の日から1年以内に第1項の権利を行使しなければならない。

- 4 乙は、本条の乙の債務を保証する保証書を、本施設の建設者から徴収し、甲に差し入れるものとする。保証書の様式は、別紙6（保証書の様式）に定める様式による。

（現場管理業務）

- 第39条 乙は、本施設の引渡後から甲による本施設の供用開始前までの期間において、本契約、入札説明書等及び事業計画書に基づき、本施設を適切に管理するものとする。

第5章 解体対象施設の解体撤去

（解体撤去業務の実施）

- 第40条 乙は、本契約、入札説明書等、事業計画書及び第41条に規定する解体撤去業務にかかる実施工程表に基づき、自らの責任及び費用負担において、別紙2（用語の定義）に定義する解体撤去業務を実施するものとする。

（解体撤去業務の工程等）

- 第41条 乙は、本契約、入札説明書等及び事業計画書に基づき、解体撤去業務にかかる実施工程表を作成し、甲に提出するものとする。また、乙は、甲に提出した後に当該書類に変更が生じた場合は、速やかに甲にこれを再提出するものとする。
- 2 乙は、解体工事に着手した日から完了までの間、月間工程表を作成し、当該月間工程の前月末日までに甲へ提出するものとする。また、乙は甲に提出した月間工程表に変更が生じた場合は速やかに甲にこれを再提出するものとする。
- 3 既存施設の解体等の方法その他の本件工事のために必要な一切の手段は、乙がその責任において定めるものとする。
- 4 乙は、工事現場に常に工事記録簿を整備し、甲の要求があった際には速やかに開示するものとする。

（解体等の完了確認）

- 第42条 乙は、解体等が完了した場合には、直ちに甲に通知するものとする。
- 2 甲は、前項の通知を乙より受領してから10日（休日を含まない。）以内に、解体等完了確認のための検査を実施する。
- 3 甲は、前項の検査において、乙、工事監理者及び解体者並びに下請負人の立会いの下で、本契約、入札説明書等、事業計画書及び設計図書に従って解体等が完了していることを工事記録簿等により確認するものとする。
- 4 前3項のほか、検査の方法その他の詳細については、乙と協議のうえ、甲が定めるものとする。
- 5 甲は、検査の結果、本契約、入札説明書等、事業計画書又は設計図書の内容を逸脱していることが判明した場合には、検査の後10日（休日を含まない。）以内に当該箇所及びその内容を示すとともに、相当の期間を定めてこれを是正するよう乙に対して通知することができるものとする。

- 6 乙は、前項の通知を受けた場合には、自己の負担において速やかに当該箇所を是正しなければならない。ただし、乙が甲の通知の内容に意見を述べ、甲がその意見を合理的と認めた場合は、この限りではない。
- 7 前項の規定にかかわらず、当該箇所が甲の指示に従ったことによる等、甲の責めに帰すべき事由による場合（乙がその指示が不相当であることを知りながら甲に異議を述べなかった場合を除く。）は、是正にかかる乙の合理的な範囲の増加費用及び損害は甲が負担するものとする。
- 8 第6項に基づいて乙が是正を行った場合は、是正の完了の通知を第1項の通知とみなして、第2項から前項までの規定を適用する。ただし、第2項に掲げる期間の定めは適用せず、乙は速やかに手続きを行わなければならない。

(甲による解体等完了確認通知書の交付)

- 第43条 甲は、前条の検査を完了した場合には、乙に対して速やかに解体等完了確認通知書を交付するものとする。

(施設整備業務に関する規定の準用等)

- 第44条 解体工事及び改修工事にかかる設計業務については、第16条（ただし、同条第1項、第3項及び第4項を除く。）から第21条（ただし、同条第5項を除く。）までの規定を準用し、乙は入札説明書等及び事業計画書に基づき、当該設計業務を施設整備期間に行わなければならない。ただし、本施設とある部分はこれを解体対象施設及び改修対象施設、竣工予定日及び引渡予定日とある部分はこれを解体等完了予定日、施設費とある部分は解体・改修費、施設整備費とある部分は解体撤去費とそれぞれ読み替えるものとする。
- 2 解体工事及び改修工事にかかる工事監理業務については、第24条（ただし、同条第2項を除く。）の規定を準用し、乙は入札説明書等及び事業計画書に基づき、当該工事監理業務を解体撤去期間に行わなければならない。ただし、建設業務とある部分はこれを解体撤去業務、本施設とある部分はこれを解体対象施設及び改修対象施設、建設工事とある部分はこれを解体工事及び改修工事とそれぞれ読み替えるものとする。
 - 3 解体撤去業務の実施に関しては、第25条から第28条までの規定を準用する。ただし、建設工事とある部分はこれを解体工事及び改修工事、建設とある部分は解体及び改修、本施設とある部分はこれを解体対象施設及び改修対象施設、竣工予定日及び引渡予定日とある部分はこれを解体等完了予定日とそれぞれ読み替えるものとする。
 - 4 解体工事及び改修工事の目的物については、第38条の規定を準用する。ただし、本施設とある部分はこれを解体工事及び改修工事の目的物、本施設の建設者とある部分は解体者とそれぞれ読み替えるものとする。

第6章 維持管理対象施設の維持管理

(維持管理期間)

- 第45条 維持管理期間の開始日は、甲による本施設の供用開始日とし、終了日は、本契約

の終了の日とする。

(維持管理対象施設の維持管理業務の実施)

第46条 乙は、維持管理期間において、本契約、入札説明書等及び事業計画書に従い、善良なる管理者の注意をもって、別紙2（用語の定義）に定義する維持管理対象施設の維持管理業務（以下単に「維持管理業務」という。）を実施するものとする。なお、甲は、本契約に別段の定めがない限り、これにかかる費用を一切負担しないものとする。

(業務要求水準の充足)

第47条 乙は、維持管理期間中、業務要求水準を満たすように維持管理業務を行わなければならない。

(維持管理業務計画書等の提出)

第48条 乙は、本契約、入札説明書等及び事業計画書に基づいて、維持管理期間中、業務要求水準書に定める水準を満たすために必要な維持管理業務の方法、内容及び予定時期等を示す業務仕様書を作成し、維持管理期間の開始日の3ヶ月前までに甲へ提出しなければならない。甲は乙から提出された業務仕様書の内容を確認し、修正等について乙と協議のうえ、業務仕様書を確定するものとする。また、乙は、確定した後に業務仕様書に変更が生じた場合は、速やかに甲へこれを再提出するものとする。

2 乙は、維持管理期間の開始日の1ヶ月前までに、第1項に規定する業務仕様書に基づいて業務要求水準書に定める基本計画、実施計画、長期実施計画を記載した業務計画書を作成し、甲へ提出しなければならない。また、乙は、甲に提出した後に業務計画書に変更が生じた場合は、速やかに甲へこれを再提出するものとする。

3 乙は、毎事業年度開始の1ヶ月前までに当該年度にかかる年度実施計画書を作成し、甲に提出しなければならない。ただし、乙は年度実施計画書の作成にあたって、必要かつ合理的な範囲で、前2項に規定する業務仕様書及び業務計画書を変更することができるものとする。この場合において、乙は、業務仕様書及び業務計画書の変更箇所を甲に示して、変更の理由及び変更内容について説明したうえで、当該変更についての甲の確認を受けなければならない。

4 乙は、本契約、入札説明書等及び事業計画書に基づいて、維持管理期間中に提供する省エネルギーサービスの水準、内容、手法及び検証方法等を示す省エネルギーにかかる業務計画書を作成し、維持管理期間の開始日の1ヶ月前までに甲へ提出しなければならない。甲は乙から提出された省エネルギーにかかる業務計画書の内容を確認し、修正等について乙と協議のうえ、省エネルギーにかかる業務計画書を確定するものとする。また、乙は、確定した後に省エネルギーにかかる業務計画書に変更が生じた場合は、速やかに甲へこれを再提出するものとする。

5 甲は、前4項に規定する業務仕様書、業務計画書、年度実施計画書及び省エネルギーにかかる業務計画書に関して意見を述べるることができるものとする。乙は甲の意見を尊重し、必要に応じて該当書類の見直しを行わなければならない。

(維持管理体制の整備)

- 第49条 乙は、維持管理期間の開始日までに、自己の責任と費用負担において、維持管理対象施設の維持管理に必要な能力を有する要員及び資機材を確保し、当該要員に対して、維持管理対象施設の維持管理業務に必要な訓練、研修等を行うものとする。
- 2 乙は、前項に規定する要員及び資機材を確保のうえ研修等その他の維持管理業務の準備を完了し、かつ、第48条第1項に規定する業務仕様書に従って維持管理対象施設を維持管理することが可能となった段階で、甲に対して通知を行うものとする。
 - 3 甲は、乙から前項に規定する通知を受けた場合には、速やかに、乙が業務仕様書に規定された内容の維持管理業務を実施しうる体制であることの確認を行う。
 - 4 甲は、前項に規定する確認の結果、維持管理業務を実施しうる体制が整っていないと判断した場合には、乙に対して是正を求めることができるものとする。是正にかかる費用は乙が負担するものとする。

(業務従事者名簿の提出等)

- 第50条 乙は業務要求水準書に従い、維持管理期間の開始日の3ヶ月前までに維持管理業務全体を総括する総括責任者及び各業務の業務責任者を選任し、あらかじめその氏名、住所その他甲が定める事項を甲に対して通知し、確認を受けるものとする。乙が総括責任者及び業務責任者を変更しようとする場合には1ヶ月前までに、同様の手続きをとるものとする。なお、総括責任者は、第14条に規定する総括代理人が兼務しても構わない。
- 2 乙は、維持管理業務に従事する者（以下「業務従事者」という。）の名簿を作成し、第48条第2項に定める業務計画書に含めて甲へ提出する。
 - 3 甲は、乙の業務従事者がその業務を行うに当たり不相当と認められるときは、その事由を明記して、乙に対し交代を請求することができるものとする。この場合には、乙は、合理的な理由がない限り、かかる業務従事者を交代させなければならない。

(業務要求水準の変更)

- 第51条 甲は、維持管理期間中に、合理的な理由により、業務要求水準の変更の必要が生じた場合には、業務要求水準書の変更を行うことができるものとする。
- 2 業務要求水準書の変更により増加費用が生じた場合には、甲が増加費用を負担するものとし、当該増加費用相当額を、維持管理業務費相当分の支払額に算入するものとする。なお、この場合の支払額の変更については、甲乙両者の合意したところによる。
 - 3 乙は、維持管理期間中に、合理的な理由により、業務要求水準の変更の必要が生じた場合には、甲に対して業務要求水準書の変更を求めることができるものとする。
 - 4 乙は、前項の変更要求を行う場合には、甲に対して協議の開催を申し出るものとする。甲は、乙との協議に速やかに応じなければならない。
 - 5 乙は、かかる協議期間中も、維持管理業務を実施しなければならない。
 - 6 第4項に定める甲乙協議の結果、業務要求水準書の変更を行うことにつき協議が成立した場合には、業務要求水準書の変更を行う。この場合の支払額の変更については、甲乙両者の

合意したところによる。

- 7 業務要求水準書の変更が法令変更に起因する場合は 第 10 章（法令変更）の規定により、不可抗力に起因する場合は 第 11 章（不可抗力）の規定による。

（第三者による実施）

- 第 52 条 乙は、維持管理業務を維持管理者に実施させなければならない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合であって甲の事前の書面による承諾を得た場合はこの限りではない。
- 2 乙は、維持管理者が第三者に維持管理業務の全部を一括して、又は主たる部分（維持管理業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等をいう。）を委託し又は請け負わせることを認めてはならない。
- 3 乙は、維持管理者が第三者に維持管理業務の一部を委託し又は請け負わせようとするときは、当該第三者の商号又は名称その他甲が別途定める事項を記載した書面をあらかじめ甲に提出し、甲の確認を受けなければならない。その内容を変更しようとするときも同様とする。
- 4 維持管理業務に関する維持管理者その他第三者の使用は、すべて乙の責任及び費用負担において行うものとし、維持管理業務に関して乙又は維持管理者が使用する第三者の責めに帰すべき事由により生じた損害及び増加費用については、すべて、乙の責めに帰すべき事由により生じた損害及び増加費用とみなして、乙が負担するものとする。

（施設の提供）

- 第 53 条 甲は、要求水準書に従い、本条に別途定める費用を除き、乙に無償で事務室を提供する。
- 2 乙は、前項により甲が乙に提供する事務室を、清掃器具の保管及び業務従事者の休憩等の目的で使用することができる。
- 3 乙は、第 57 条に定める業務日誌等又は本契約の履行に際して甲から保管を義務付けられた書類を事務室内に整理、保管し、常時甲が確認できるように備え置かなければならない。
- 4 乙は、提供された事務室に乙の負担で専用電話を設置しなければならない。
- 5 乙は、提供された施設の維持保全のため通常必要とする修繕費その他の経費を負担し、甲にその費用を請求しないものとする。
- 6 乙は、維持管理期間が満了したときは、乙の負担で、提供された施設を原状に回復して返還しなければならない。

（期間終了前の検査）

- 第 54 条 乙は、別紙 8（業績等の監視及び改善要求措置要領）に別途定める以外に、契約期間の終了の 10 日（休日を含まない。）前までに本施設の状態を検査し、その結果を甲に報告するものとする。

（損失負担）

- 第 55 条 乙は、維持管理業務の実施に際して、本施設に損傷を与えたときは、直ちに甲へ

報告し、損害（ただし、第92条第1項に規定のある乙が加入した保険によりてん補されるものを除く。）を賠償しなければならない。

- 2 乙は、乙の責めに帰さない事由による損傷については、前項の規定による賠償の責を負わない。ただし、第三者による施設損傷の場合には、乙は保険金を受領した限度で甲に賠償するものとする。

(第三者に及ぼした損害等)

第56条 乙は、維持管理業務の実施に起因して維持管理期間中に第三者に損害（ただし、第92条第1項に規定のある乙が加入した保険によりてん補されるものを除く。）を与えた場合には、その損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち甲の責めに帰すべき理由により生じたもの及び乙が善良なる管理者の注意義務を尽くしたにもかかわらずやむを得ず生じたものについては、甲が負担するものとする。

(業務報告)

第57条 乙は、維持管理業務の実施状況及び業務要求水準書に規定されるその他の事項を記載した業務日誌、点検記録及び整備記録（以下「業務日誌等」という。）を作成し、本契約終了のときまで保管しなければならない。

- 2 乙は、甲の請求があるときには、業務日誌等を甲の閲覧に供するものとする。
- 3 乙は、本契約の終了に至るまで、毎月、当該月の末日から10日（休日を含まない。）以内に、当該月の維持管理業務の実施状況及び業務要求水準書に規定されるその他の事項を記載した業務報告書を業務日誌等に基づいて作成し、甲に提出して、履行確認を受けなければならない。
- 4 乙は、業務報告書の内容や提出手続き等について、業務要求水準書に基づき、業務計画書に定めるところに従うものとする。
- 5 乙は、業務要求水準書に従い、省エネルギー報告書を甲に提出する。
- 6 甲は、乙から提出を受けた業務報告書又は省エネルギー報告書を確認し、10日（休日を含まない。）以内にその結果を乙に通知する。第59条に従い乙に支払われる維持管理業務費が減額される場合には、あわせてその旨も通知しなければならない。

第7章 業績等の監視に関する事項

(業務の監視)

第58条 甲は、業務要求水準書及び事業計画書に適合した適正かつ確実な本事業の実施を確保するため、別紙8（業績等の監視及び改善要求措置要領）に基づき、乙による施設整備業務、解体撤去業務及び維持管理業務の実施状況及び業績（以下「業績等」という。）について報告を求め、それぞれの業務の業績等が業務要求水準書及び事業計画書に従い、当該業務にかかる業務要求水準を達成しない恐れのないこと又は達成していることの確認を行う。

(業務不履行に関する手続き)

第59条 甲は、前条に定める業績等の監視の結果により、乙による施設整備業務、解体撤去業務又は維持管理業務が業務要求水準書及び事業計画書に基づく業務要求水準を達成しない恐れがある、又は達成しないと判断した場合には、別紙8（業績等の監視及び改善要求措置要領）に基づき、事業者に対して当該業務の改善要求措置を執るものとする。

2 前項による改善要求措置においては、別紙8（業績等の監視及び改善要求措置要領）に定めるところにより、施設費及び維持管理業務費を減額することがある。

第8章 PFI事業費の支払

(PFI事業費の支払)

第60条 甲から乙へのPFI事業費の支払額は、別紙7（PFI事業費の算定及び支払方法）に定めるところに従い、施設整備費相当分、解体撤去費相当分並びに維持管理業務費相当分及びその他の費用相当分に分割して計算するものとする。

2 甲は、乙に対し、施設整備費相当分としての対価を、第61条の規定に従い支払うものとする。

3 甲は、乙に対し、解体撤去費相当分としての対価を、第62条の規定に従い支払うものとする。

4 甲は、乙に対し、維持管理業務費及びその他の費用相当分としての対価を、第63条及び第64条の規定に従い支払うものとする。

(施設整備費相当分の支払)

第61条 甲は、施設整備費相当分を、別紙7（PFI事業費の算定及び支払方法）に定めるところにより乙に支払うものとする。ただし、本施設の引渡しが遅延した場合には、各年度の支払額及び支払時期について見直しを行う。

(解体撤去費相当分の支払)

第62条 甲は、解体撤去費相当分を、別紙7（PFI事業費の算定及び支払方法）に定めるところにより乙に支払うものとする。ただし、当該工事の完了が遅延した場合には、各年度の支払額及び支払時期について見直しを行う。

(維持管理業務費及びその他の費用相当分の支払及び返還)

第63条 甲は第58条に規定する業績等の監視を実施し、乙の維持管理業務が業務要求水準を満たしていることを確認したうえで、別紙7（PFI事業費の算定及び支払方法）に定めるところにより維持管理業務費及びその他の費用相当分の対価の支払を行うものとする。

2 維持管理業務費及びその他の費用相当分の支払い開始後に業務報告書に虚偽の記載があることが判明し、これを乙に対して通知した場合には、乙は、甲に対して、当該虚偽記載がなければ甲が減額し得た維持管理業務費相当分に相当する額につき第87条第2項に定める利率で計算した額の損害金を当該減額し得た維持管理業務費相当額に付して、速やかに

返還しなければならない。

(維持管理業務費及びその他の費用相当分の改定)

第64条 維持管理業務費相当分の支払額は、別紙7（PFI事業費の算定及び支払方法）に規定された方法により、物価変動に基づいて年1回見直しを行うこととする。

第9章 契約期間及び契約の終了

(契約期間)

第65条 本契約の契約期間は、契約締結日から平成36年3月31日までとする。

(甲による任意解除)

第66条 甲は、本事業の必要がなくなった場合、本施設の転用が必要となった場合又はその他甲が必要と認める場合には、180日（休日を含む。）以上前に乙に通知することにより、本契約を解除することができるものとする。

(甲の債務不履行等による解除)

第67条 甲が本契約上の重要な義務に違反し、乙による通知の後、60日（休日を含む。）以内に当該違反が是正されない場合、又は甲の責めに帰すべき事由により本契約に基づく乙の重要な義務の履行が不能となった場合には、乙は本契約を解除することができるものとする。

(乙の債務不履行等による解除)

第68条 乙が次の各号のいずれかに該当するときは、甲は、催告することなく直ちに本契約を解除することができるものとする。

- (1) 正当な理由なく、設計又は建設工事に着手すべき時期を過ぎても、設計又は建設工事に着手せず、甲が相当期間を定めて催告したにもかかわらず、設計又は建設工事に着手しないとき。
- (2) その責めに帰すべき事由により、業務要求水準書に規定する工事工程表に記載された竣工予定日から90日（休日を含む。）が経過しても、本施設の竣工ができないとき、又はその見込みが明らかでないとき。
- (3) その責めに帰すべき事由により、本契約の履行が不可能又は困難となったとき。
- (4) 甲と選定企業との間の平成●年●月●日付け「那覇航空交通部管理棟建替整備等事業に関する基本協定書」第6条第7項の各号に掲げるいずれかの事由が発生したとき。
- (5) 乙について破産、会社更生、民事再生又は特別清算の手続きの開始その他これらに類似する手続きの開始が申立てられたとき。
- (6) 前各号に規定する場合のほか、本契約に違反しその違反により本契約の目的を達することができないと甲が判断したとき。

- 2 甲は、乙が実施する維持管理業務の水準が業務要求水準を満たさない場合等、別紙8（業績等の監視及び改善要求措置要領）に規定されるるところに従って本契約を解除することができるものとする。
- 3 前2項に規定されるもののほか、乙が本契約上の義務を履行せず、かつ、甲が相当の期間を定めて催告してもなお乙が履行しないときは、甲は、本契約を解除することができるものとする。

(解除の効力)

- 第69条 第66条、第67条又は第68条の規定により本契約が解除された場合において、当該解除が本施設の引渡日以前であるときは、甲は、本施設の出来形部分の引渡しを受けることができるものとする。
- 2 第66条、第67条又は第68条の規定により本契約が解除された場合において、当該解除が本施設の引渡後であるときは、甲は当該施設等の所有権を引き続き保有するものとする。
 - 3 第66条、第67条又は第68条の規定により本契約が解除された場合において、甲が第1項に定める出来形部分の引渡しを受けないことを選択した場合には、甲は、乙に対し、本件土地を原状回復するよう請求できるものとする。かかる場合において、第66条又は第67条の規定により本契約が解除された場合には、甲が出来高相当額及び原状回復費用の合計金額について、合理的範囲内でこれを負担するものとし、第68条の規定により本契約が解除された場合には、乙がその費用を負担するものとする。なお、本契約の解除の原因が法令変更に基づく場合は第10章（法令変更）の規定により、本契約の解除の原因が不可抗力に基づく場合は第11章（不可抗力）の規定による。
 - 4 前項の場合において、乙が正当な理由なく、相当の期間内に原状回復の処分を行わないときは、甲は、乙に代わって原状回復の処分を行うことができ、これに要した費用（ただし、前項において乙が負担すべき費用に限る。）を乙に求償することができるものとする。この場合においては、乙は、甲の処分について異議を申し出ることができない。

(損害賠償等)

- 第70条 第66条又は第67条の規定により契約が解除された場合には、甲は、かかる解除により乙に発生した損害及び合理的な増加費用額を、損害金として乙に支払うものとする。
- 2 第68条の各項の規定により契約が解除された場合においては、乙は、次の各号に従い、各号に定める額を違約金として甲の指定する期限までに支払わなければならない。ただし、第68条に基づく解除に起因して甲が被った損害額が本項に定める違約金の額を上回るときは、乙は、その差額を甲の請求に基づき支払わなければならない。
 - (1) 本施設の引渡日以前に解除された場合
施設費相当分の総額の10分の1に相当する額
 - (2) 本件施設の引渡後、既存施設の解体等の完了前に解除された場合
解体・改修費相当分及び維持管理業務費相当分の残額相当分の10分の1に相当する額

(3) 既存施設の解体等の完了後に解除された場合

維持管理業務費相当分の残額相当分の10分の1に相当する額

- 3 前項第(1)号又は第(2)号の場合において、第35条の規定により甲を被保険者とする履行保証保険契約が締結されているときは、甲が受領した履行保証保険にかかる保険金は、これをもって違約金に充当する。

(解除時の対価等の支払)

第71条 第66条、第67条又は第68条によって本施設の引渡日以前に本契約が解除された場合には、甲は、本施設について第72条第1項による検査を行い検査に合格した部分の引渡しを受けることができるものとする。甲がかかる引渡しを受けた場合には、甲はその対価として乙に対し、本施設の出来高相当分の金額及び合理的な金融費用相当額を、支払時点までの利息を付した一括又は分割の支払方法により支払うものとする。ただし、かかる一括又は分割の支払時期は、本契約の解除前の対価の最終の支払時期を越えないものとする。

2 第66条、第67条又は第68条によって本施設の引渡後に本契約が解除された場合には、甲は、本施設について第74条第5項による検査を行い、維持管理業務の引継ぎを受けた場合には、施設整備費相当分の残額を、別紙7（PFI事業費の算定及び支払方法）に規定する解除前の支払スケジュールに従って、乙に支払うものとする。

3 前項による解除の時点で、既存施設の解体等が完了していない場合には、第73条による検査を行い、解体工事費等の出来高相当分を支払うものとし、既存施設の解体等が完了している場合には、解体撤去費相当分を別紙7（PFI事業費の算定及び支払方法）に規定する解除前のスケジュールに従って、乙に支払うものとする。

4 第1項及び第2項の場合において、第66条又は第67条によって本契約が解除された場合には、乙は、第1項及び第2項に定める外、当該解除により生じた損害の賠償を甲に請求をすることができ、甲は、かかる請求金額のうち合理的と認められる範囲について、支払時点までの利息を付した一括又は分割の支払方法により、乙に支払うものとする。

5 甲は、本契約に基づいて生じる乙に対する債権及び債務を、法令の範囲内において対当額で相殺することができるものとする。

(本施設の出来高の検査)

第72条 本施設の引渡日以前に本契約が解除された場合には、甲は、本施設等の出来高及び出来形部分を検査することができるものとする。この場合において、甲は、必要があると認められるときは、その理由を乙に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができるものとする。

2 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、第66条又は第67条によって解除された場合は甲、第68条によって解除された場合は乙の負担とする。

(解体工事の出来高の検査)

第73条 既存施設の解体等が完了する前に本契約が解除された場合には、甲は、既存施設

の解体等の出来高部分を検査することができるものとする。

(契約終了時の事務)

第74条 乙は、本契約が終了した又は解除された場合において、本件土地又は本施設内に、乙が所有又は管理する工事材料、建設・業務機械器具、仮設物その他の物件（乙から業務を請け負い、又は受託した者等の所有又は管理する物件を含む。）があるときは、自己の責任及び費用負担で当該物件等を直ちに撤去し、甲の確認を受けなければならない。ただし、本契約が第66条又は第67条に基づいて解除される場合は、当該撤去に要する費用を甲が負担する。

2 甲は、前項の場合において、乙が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件等を撤去しないときは、乙に代わって当該物件等を撤去することができるものとする。この場合においては、乙は甲による撤去について異議を申し立てられないものとし、甲による撤去に要した費用を負担しなければならない。ただし、前項ただし書きの場合は甲が負担する。

3 乙は、本契約の全部又は一部が終了する場合若しくは本施設の引渡後に維持管理期間中に本契約が解除された場合において、甲又は甲の指示する者に、本契約の終了にかかる本施設の維持管理業務の必要な引継ぎを行わなければならない。

4 乙は、前項に従い本施設の維持管理業務を引き継ぐにあたっては、通常の業務運営に支障のない状態を基準として、設備機器等の修繕又は更新の必要性を検討し、本施設自体とあわせて業務要求水準書及び事業計画書に基づく業務要求水準を達成した状態で引き継ぐものとする。

5 甲は、本施設の引渡後に本契約が解除された場合において、第3項に基づく乙による維持管理業務の引継ぎに先立ち、本契約が解除された日から10日（休日を含まない。）以内に本施設の現況を検査しなければならない。この場合において、本施設に乙の責めに帰すべき事由による損傷等が認められたときは、甲は、乙に対しその修補を求めることができるものとする。

6 乙は、前項により甲から本施設の損傷等の修補を求められた場合、必要な修補を実施した後速やかに、甲に対し、修補が完了した旨を通知しなければならない。甲は、前項の通知を受領後10日（休日を含まない。）以内に修補の完了の検査を行わなければならない。

7 乙は、本契約の全部又は一部が終了する場合若しくは本施設の引渡後に維持管理期間中に本契約が解除された場合、第57条第3項の規定にかかわらず、第4項の業務をすべて終了したうえで、業務終了から10日（休日を含まない。）以内に、維持管理費及びその他の費用の最終支払い対象期間の業務報告書を甲に提出し、甲の確認を受けるものとする。

8 乙の維持管理業務の実施期間（対価の支払のない期間に限る。）が3ヶ月（休日を含む。）に満たない場合には、甲は、維持管理費及びその他の費用相当分について、乙の実施期間に応じて日割りした金額を乙に支払うものとする。

9 本契約の終了又は解除時の手続きに関する諸費用及び乙の清算に必要な費用等は、本契約に別段の定めがある場合を除き、すべて乙が負担する。

(保全義務)

第75条 乙は、本契約解除の通知の日から 第71条第1項による引渡し又は 第74条第3項による維持管理業務の引継ぎ完了のときまで、本施設又はそれらの出来形部分について、自らの負担で必要最小限の維持保全に努めなければならない。

(関係書類の引渡し等)

第76条 乙は、甲に対し、第71条第1項による引渡し又は 第74条第3項による維持管理業務の引継ぎ完了と同時に、設計図書その他甲が合理的に要求した本事業に関して乙が作成した一切の書類を引渡さなければならない。ただし、本施設の引渡日以前に本契約が解除された場合には、甲は乙が当該書類の作成に要した合理的な費用を支払うものとする。

2 甲は、前項に従い引渡しを受けた図書等について、本施設の維持管理のために無償で自由に使用（複製、頒布、改変及び翻案を含む。以下この項において同じ。）することができるものとし、乙は、甲によるかかる図書等の自由な使用が第三者の著作権及び著作者人格権を侵害しないよう、必要な措置をとるものとする。

第10章 法令変更

(法令変更への対応)

第77条 甲又は乙は、法令変更により、本契約に基づく義務の履行ができなくなったとき、又は義務の履行はできるが、乙に増加費用が発生するときは、その内容の詳細を記載した書面をもって直ちに相手方に通知しなければならない。

2 前項の場合において、通知を行った者は、通知を発した日以降、本契約に基づく義務を履行することが法令に違反する限度において本契約等に基づく履行期日における履行義務を免れるものとする。ただし、甲及び乙は、法令変更により相手方に発生する増加費用及び損害を最小限にするよう努力しなければならない。

3 乙が法令変更により業務の一部を実施できなかった場合には、甲は乙が当該業務を実施できなかったことにより免れた費用について、PFI 事業費を減額することができるものとする。

(協議)

第78条 甲又は乙は、相手方から前条第1項の通知を受領した場合には、当該法令変更に対応するために速やかに本契約等の変更並びに増加費用及び損害の負担を含む対応方法について協議するものとする。かかる協議にもかかわらず、変更された法令の公布日から180日以内（休日を含む。）に合意が成立しない場合は、甲が法令変更に対する対応方法を乙に対して通知し、乙はこれに従い本事業を継続するものとする。この場合に甲又は乙に生じた合理的な範囲の増加費用及び損害については、本事業に直接影響する法令変更の場合は甲が、本事業に直接影響しない法令変更の場合は乙が負担するものとする。ただし、乙の利益にかかる税制度（法人税等）の新設又は改正等の場合は乙の負担とする。

(法令変更による契約の終了)

第79条 前条の規定にもかかわらず、本契約の締結後における法令変更により、甲が本事業の継続が困難と判断した場合（法令変更により本契約等の履行のために多大な費用を要すると判断した場合を含む。）には、甲は、乙に対して書面により通知したうえで、将来に向かって本契約を解除することができるものとする。

2 前項の規定に基づき本契約が解除されたことによって、乙に生じた合理的な範囲の増加費用（本条第4項の原状回復費用を含む。）及び損害の負担は、前条の定めによるものとする。

3 第69条第1項、同条第2項、第71条第1項、同条第2項及び同条第3項の規定は、第1項の規定による本契約の解除について準用する。

4 第1項の規定に基づき本契約が解除された場合において、甲が前項に定める出来形部分の引渡しを受けることを選択せず、甲が乙に対し本件土地を原状回復するよう請求した場合で、乙が正当な理由なく、相当の期間内に原状回復の処分を行わないときは、甲は、乙に代わって原状回復の処分を行うことができ、これに要した費用（ただし、本条第2項において乙が負担すべき費用に限る）を乙に求償することができるものとする。この場合においては、乙は、甲の処分について異議を申し出ることができない。

第11章 不可抗力

（不可抗力への対応）

第80条 乙は、不可抗力により本施設に損害が生じたとき、本契約に基づく義務の履行ができなくなったとき、又は義務の履行はできるが増加費用が発生するときは、その内容の詳細を記載した書面をもって直ちに甲に通知しなければならない。

2 甲は、前項の場合には、速やかに当該不可抗力による損害状況の確認のための調査を行い、その結果を乙に通知するものとする。

3 第1項の場合において、乙は、通知を發した日以降、当該不可抗力により影響を受ける限度において本契約等に基づく履行期日における履行義務を免れるものとする。ただし、乙は、当該不可抗力の影響を早期に除去すべく早急に対応措置をとり、不可抗力により発生する増加費用及び損害を最小限にするよう努力しなければならない。

4 乙が不可抗力により業務の一部を実施できなかった場合には、甲は乙が当該業務を実施できなかったことにより免れた費用について、PFI事業費から減額することができるものとする。

（協議）

第81条 甲又は乙は、前条第1項の場合には、当該不可抗力に対応するために速やかに本契約等の変更並びに増加費用及び損害の負担を含む対応方法について協議するものとする。かかる協議にもかかわらず、不可抗力が発生した日から180日（休日を含む。）以内に合意が成立しない場合は、甲が不可抗力に対する対応方法を乙に対して通知し、乙はこれに従い本事業を継続するものとする。

2 不可抗力により、甲又は乙に生じた合理的な範囲の増加費用及び損害の負担については、

業務要求水準書で定められた要求水準を満たしていないことにより生じた損害もしくは増加費用については乙が負担するものとする。要求水準を満たしているにもかかわらず生じた損害及び増加費用については、次の各号に従うものとする。ただし、乙が善良な管理者の注意義務を怠ったことによって生じた増加費用及び損害については、乙が負担する。

(1) 本施設の引渡日以前

合理的な損害及び追加費用の額が累計で、施設費相当分の総額の 100 分の 1 に至るまでは乙が負担するものとし、これを超える額については甲が負担する。

(2) 本施設の引渡後から既存施設の解体等の完了前まで

不可抗力の事由 1 件ごとに、合理的な損害及び追加費用の額が、解体・改修費相当分及び当該事業年度の維持管理業務費相当分（ただし、第 6 4 条による物価変動に伴う補正を考慮し、かつ、第 5 9 条第 2 項による減額を考慮しない金額とする。）の総額の 100 分の 1 に至るまでは乙が負担するものとし、これを超える額については甲が負担する。

(3) 既存施設の解体等の完了後

不可抗力の事由 1 件ごとに、合理的な損害及び追加費用の額が、当該事業年度の維持管理業務費相当分（ただし、第 6 4 条による物価変動に伴う補正を考慮し、かつ、第 5 9 条第 2 項による減額を考慮しない金額とする。）の 100 分の 1 に至るまでは乙が負担するものとし、これを超える額については甲が負担する。

- 3 前項において、不可抗力に起因して損害が生じたことにより乙が保険、保証、補償金等を受領した場合で、当該保険、保証、補償金等の額が乙の負担する額を超える場合には、当該超過額は甲が負担すべき額から控除する。

(不可抗力による契約の終了)

第 8 2 条 前条の規定にかかわらず、本契約の締結後における不可抗力により、甲が本事業の継続が困難と判断した場合（不可抗力により本契約等の履行のために多大な費用を要すると判断した場合を含む。）には、甲は乙に対して書面により通知したうえで、将来に向かって本契約を解除することができるものとする。

2 前項の規定に基づき本契約が解除されたことによって、乙に生じた合理的な範囲の増加費用（本条第 4 項の原状回復費用を含む）及び損害の負担については、前条の定めによるものとする。

3 第 6 9 条第 1 項、同条第 2 項、第 7 1 条第 1 項、同条第 2 項及び同条第 3 項の規定は、第 1 項の規定による本契約の解除について準用する。

4 第 1 項の規定に基づき本契約が解除された場合において、甲が前項に定める出来形部分の引渡しを受けることを選択せず、甲が乙に対し本件土地を原状回復するよう請求した場合で、乙が正当な理由なく、相当の期間内に原状回復の処分を行わないときは、甲は、乙に代わって原状回復の処分を行うことができ、これに要した費用（ただし、本条第 2 項において乙が負担すべき費用に限る）を乙に求償することができるものとする。この場合においては、乙は、甲の処分について異議を申し出ることができない。

第12章 その他

(乙の権利義務の譲渡)

- 第83条 乙は、事前に甲の承諾を得なければ、本契約上の地位及び本契約にかかる権利義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、担保権を設定し又はその他の処分をしてはならない。
- 2 乙は、事前に甲の承諾を得なければ、合併、株式交換・移転、会社分割、事業譲渡、解散その他会社の組織・基礎の変更（定款変更を含む。）をしてはならない。株式、新株予約権及び新株予約権付社債等の発行についても、同様とする。
- 3 甲は、前2項に定める行為が、乙の経営又は本事業の安定性を著しく阻害し、若しくは甲の事業に関与することが適当でない者が参加することとなると認められる場合その他合理的な理由があると判断する場合には、承諾を与えないことができるものとする。

(甲の承諾が必要な事項)

- 第84条 乙は、甲に対する PFI 事業費にかかる支払請求権若しくはその他本契約に基づき又は本事業に関し甲に対して有することとなる一切の権利について、融資機関その他の第三者に対し、債権譲渡、代理受領、質権及び担保権の設定その他の処分を行うときは、あらかじめその具体的内容を明らかにし、事前に処分又は担保設定等の契約書案を甲に提出したうえで、甲の承諾を得なければならない。
- 2 甲が前項の承諾を与える場合には、以下の条件を付すこととする。この場合には、乙は、自己の責任により、融資機関その他の第三者に以下の条件を承諾させるものとする。
- (1) 甲は、本契約に基づき PFI 事業費を減額することができること、及びその他 PFI 事業費の支払いを拒否できる抗弁を全ての融資機関その他の第三者に対しても主張することができること。
- (2) 甲が乙に対して本契約に基づく金銭支払請求権（違約金請求権及び損害賠償請求権を含む。）を取得した場合には、当該請求権相当額を PFI 事業費から控除できること。

(乙の兼業禁止)

- 第85条 乙は、本事業以外の業務を行ってはならない。ただし、事前に甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

(経営状況の報告)

- 第86条 乙は、第48条第3項に規定する年度実施計画書の中に、翌年度の予算の概要を示さなければならない。
- 2 乙は、本契約の終了にいたるまで、毎事業年度、当該年度の財務書類（会社法（平成17年法律第86号）第435条第2項に定める計算書類及びその附属明細書をいう。以下同じ。）及び当該年度における自らのキャッシュ・フロー計算書を作成し、当該事業年度の最終日から90日（休日を含む。）以内に、甲へ提出しなければならない。
- 3 乙は、前項に規定する財務書類について、会社法第396条に基づく会計監査人の監査を受けるものとし、財務書類の甲への提出に際しては、当該会計監査人による会計監査報告の写

しを添付しなければならない。

(遅延利息)

第87条 甲が本契約に基づき行うべき支払が遅延した場合には、未払額につき遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項に規定する財務大臣が定める率で計算した額の遅延利息を、乙に支払わなければならない。

2 乙が本契約に基づき行うべき支払が遅延した場合には、未払額につき遅延日数に応じ、国の債権の管理等に関する法律（昭和31年法律第114号）第35条第1号及び国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和31年政令第337号）第36条及び第29条第1項に規定する財務大臣が定める率で計算した額の遅延利息を、甲に支払わなければならない。

(守秘義務)

第88条 乙は、本契約の遂行過程で知り得た甲の秘密に属する情報を、本契約上の義務を履行するために必要な範囲を超えて第三者に開示又は漏洩してはならないものとし、本契約上の義務を履行するために必要な者（設計者、建設者、工事監理者、解体者及び維持管理者並びに本契約に基づいて業務の一部を委託する者等の全てをいう。）に対しても乙と同等の秘密保持義務を負わせるものとする。ただし、(i) 甲から受領する以前において、乙が既に保有していた情報又は独自に開発した情報、(ii) 甲に秘密保持義務を負わない第三者から正当な手段により入手された情報、(iii) その責めに帰すべき事由によらずに公知となった情報についてはこの限りではない。

2 甲は、本契約の遂行過程で知り得た乙及び乙の業務を受託し若しくは請け負う者の秘密に属する事項を第三者に漏らしてはならない。ただし、(i) 乙から受領する以前において、甲が既に保有していた情報又は独自に開発した情報、(ii) 乙に秘密保持義務を負わない第三者から正当な手段により入手された情報、(iii) その責めに帰すべき事由によらずに公知となった情報についてはこの限りではない。

(成果物及び本施設の利用及び著作権)

第89条 甲は、設計図書、その他本契約に関して業務要求水準書及び甲の要求に基づき作成される一切の書類、図画、写真、映像等（以下「成果物」という。）並びに本施設について、自らの裁量により利用する権利及び権限を有するものとし、その利用の権利及び権限は、本契約の終了後も存続するものとする。

2 前項の成果物及び本施設が、著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に定める著作物に該当する場合には、同法第2章及び第3章に規定する作者の権利の帰属は、同法の定めるところによる。

3 乙は、甲が、成果物及び本施設を次の各号に掲げるところにより利用をすることができるようにしなければならず、自ら又は著作権者（甲を除く。）をして、著作権法第19条第1項又は第20条第1項に定める権利を行使し又はさせてはならない。

(1) 著作権名を表示せずに、成果物の全部又は一部若しくは本施設の内容について、自ら公表又は広報に使用し、若しくは甲が認めた公的機関をして公表又は広報に使用させるこ

と。

- (2) 成果物を他人に閲覧させ、複製させ、又は譲渡すること。
 - (3) 本施設の完成、増築、改築、修繕等のために必要な範囲で甲又は甲の委託する第三者をして複製、頒布、展示、改変、翻案その他の修正をすること。
 - (4) 本施設を写真、模型、絵画その他の媒体により表現すること。
 - (5) 本施設を増築し、改築し、修繕し、模様替えにより改変し、又は取り壊すこと。
- 4 乙は、自ら又は著作権者をして、第1項の著作物に係る著作権を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得た場合は、この限りでない。
- 5 乙は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得た場合は、この限りでない。
- (1) 成果物及び本施設の内容を公表すること。
 - (2) 本施設に乙の実名又は変名を表示すること。
 - (3) 成果物を他人に閲覧させ、複製させ、又は譲渡すること。

(著作権等の侵害の防止)

- 第90条 乙は、成果物及び本施設が、第三者の有する著作権等を侵害するものではないことを、甲に対して保証するものとする。
- 2 乙は、その作成する成果物及び関係書類が、第三者の有する著作権等を侵害した場合、その第三者に対してその損害の賠償を行い、又は必要な措置を講じなければならない。ただし、当該侵害が甲の提示した要求水準等に起因する場合は、この限りではない。
- 3 乙は、本契約を履行するにあたり、甲の提示した要求水準等に第三者の著作権等を侵害する恐れがあることを発見した場合においては、甲へその旨を書面にて通知し、それに対する予防措置の提案を含む必要な措置を講じなければならない。
- 4 乙は、著作権等の侵害の結果として甲が直接的、間接的に責任を負うかもしれない第三者からのクレーム、請求、訴訟、損害賠償及びその他の事項から甲を保護し、免責し、損害を与えないようにするとともに、その解決に関し、一切の責任と費用を負担しなければならない。
- 5 甲又は乙は、第三者から前項に定める請求等を受けた場合には速やかに相手方に通知するものとする。
- 6 乙が、第3項の規定に違反したことにより甲が損害を被った場合は、甲は乙に対して損害賠償を請求できるものとする。
- 7 本契約を履行するにあたり、新たに生じた知的財産権等の帰属については、本契約に定めるほか、甲乙協議して定めるものとする。

(特許権等)

- 第91条 乙は、本事業の実施にあたり、特許権等の対象となっている工事材料、施工方法、業務仕様等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、甲が当該工事材料、施工方法、業務仕様等の使用を指定した場合であって、乙が当該特許権等の存在を知り得なかったときは、甲は、乙がその使用に関して要した費用を負

担するものとする。

- 2 本契約を履行するにあたり、新たに生じた特許権等の取扱いについては、本契約に定めるほか、甲乙協議して定めるものとする。

(保険加入義務)

- 第92条 乙は、自ら若しくは設計者、建設者、工事監理者、解体者又は維持管理者をして、別紙9（乙が付保する保険）に定める保険を付保するものとする。
- 2 乙又は第三者が、前項の規定により保険契約を締結したときは、その証券又はこれに代わるものを直ちに甲に提示し、甲にその写しを交付しなければならない。
 - 3 保険事故発生に起因して第66条、第67条又は第68条の規定により本契約が解除された場合には、甲は、第71条第1項に定める額から乙の受け取った保険金額を控除した額を、出来形部分の対価として乙に支払うものとする。

第13章 雑則

(雑則)

- 第93条 本契約に定める請求、通知、報告、申出、承諾、確認、催告及び解除は、書面により行わなければならない。
- 2 本契約の履行に関して甲乙間で用いる言語は、日本語とする。
 - 3 本契約に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
 - 4 本契約の履行に関して甲乙間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるところによる。
 - 5 本契約における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び会社法の定めるところによる。

(協議会の設置)

- 第94条 甲及び乙は、必要と認めるときは、本事業の実施に関する協議を行うことを目的として、那覇航空交通管制部管理棟建替整備等事業協議会（以下「協議会」という。）を設置することができるものとする。
- 2 甲及び乙は、協議会の設置を求められた場合には、合理的な理由がなくこれを拒んではならない。

(疑義に関する協議)

- 第95条 甲及び乙は、本契約の実施に当たって疑義が生じた場合には、誠意を持って協議しなければならない。

(金融機関等との協議)

- 第96条 甲は、その必要を認めた場合には、本事業に関し、乙に融資を行う金融機関と

の間で協議を行う。甲がこの協議を行う場合には、以下の事項等を定める。

- (1) 本契約に関し、乙に損害賠償を請求し、又は本契約を終了させる際の金融機関への事前通知及び金融機関との協議に関する事項
- (2) 乙の株式の全部又は一部を、株主から第三者に対して譲渡させるに際しての金融機関との間で行う事前協議に関する事項
- (3) 金融機関が乙への融資について期限の利益を喪失させ、又は担保権を実行するに際しての金融機関との間で行う事前協議に関する事項
- (4) 甲による本契約の解除に伴う措置に関する事

(裁判管轄)

第97条 本契約に関連して発生したすべての紛争は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

別紙1 契約金額の内訳（本契約の鑑関係）

	項目	内訳	金額
PFI 事業費	① 施設整備費	ア 施設費	
		イ 割賦手数料	
	② 解体撤去業務費	ア 解体・改修費	
		イ 割賦手数料	
	③ 維持管理業務費	ア 維持管理費	
		イ 清掃費	
		ウ 警備・受付費	
		エ 修繕費	
	④ その他の費用	—	
	⑤ 消費税等	—	

※ 各項目・内訳に含まれる内容については、別紙7 PFI事業費の算定及び支払方法を参照のこと。

※ 事業計画書に基づく支払いスケジュールを別表として添付する。

別表① 施設整備費の支払いスケジュール

支払回	支払時期 (請求年月)	金額			合計
		割賦元本 (税抜)	割賦手数料 (非課税)	消費税及び 地方消費税相当	
1	平成21年07月	●●●●円	●●●●円	●●●●円	●●●●円
2	平成21年10月	●●●●円	●●●●円	●●●●円	●●●●円
3	平成22年01月	●●●●円	●●●●円	●●●●円	●●●●円
4	平成22年04月	●●●●円	●●●●円	●●●●円	●●●●円
5	平成22年07月	●●●●円	●●●●円	●●●●円	●●●●円
6	平成22年10月	●●●●円	●●●●円	●●●●円	●●●●円
7	平成23年01月	●●●●円	●●●●円	●●●●円	●●●●円
8	平成23年04月	●●●●円	●●●●円	●●●●円	●●●●円
9	平成23年07月	●●●●円	●●●●円	●●●●円	●●●●円
10	平成23年10月	●●●●円	●●●●円	●●●●円	●●●●円
11	平成24年01月	●●●●円	●●●●円	●●●●円	●●●●円
12	平成24年04月	●●●●円	●●●●円	●●●●円	●●●●円
13	平成24年07月	●●●●円	●●●●円	●●●●円	●●●●円
14	平成24年10月	●●●●円	●●●●円	●●●●円	●●●●円
15	平成25年01月	●●●●円	●●●●円	●●●●円	●●●●円
16	平成25年04月	●●●●円	●●●●円	●●●●円	●●●●円
17	平成25年07月	●●●●円	●●●●円	●●●●円	●●●●円
18	平成25年10月	●●●●円	●●●●円	●●●●円	●●●●円
19	平成26年01月	●●●●円	●●●●円	●●●●円	●●●●円
20	平成26年04月	●●●●円	●●●●円	●●●●円	●●●●円
21	平成26年07月	●●●●円	●●●●円	●●●●円	●●●●円
22	平成26年10月	●●●●円	●●●●円	●●●●円	●●●●円
23	平成27年01月	●●●●円	●●●●円	●●●●円	●●●●円
24	平成27年04月	●●●●円	●●●●円	●●●●円	●●●●円
25	平成27年07月	●●●●円	●●●●円	●●●●円	●●●●円
26	平成27年10月	●●●●円	●●●●円	●●●●円	●●●●円
27	平成28年01月	●●●●円	●●●●円	●●●●円	●●●●円
28	平成28年04月	●●●●円	●●●●円	●●●●円	●●●●円
29	平成28年07月	●●●●円	●●●●円	●●●●円	●●●●円
30	平成28年10月	●●●●円	●●●●円	●●●●円	●●●●円
31	平成29年01月	●●●●円	●●●●円	●●●●円	●●●●円
32	平成29年04月	●●●●円	●●●●円	●●●●円	●●●●円
33	平成29年07月	●●●●円	●●●●円	●●●●円	●●●●円
34	平成29年10月	●●●●円	●●●●円	●●●●円	●●●●円
35	平成30年01月	●●●●円	●●●●円	●●●●円	●●●●円
36	平成30年04月	●●●●円	●●●●円	●●●●円	●●●●円
37	平成30年07月	●●●●円	●●●●円	●●●●円	●●●●円
38	平成30年10月	●●●●円	●●●●円	●●●●円	●●●●円
39	平成31年01月	●●●●円	●●●●円	●●●●円	●●●●円
40	平成31年04月	●●●●円	●●●●円	●●●●円	●●●●円

支払回	支払時期 (請求年月)	金 額			
		割賦元本 (税抜)	割賦手数料 (非課税)	消費税及び 地方消費税相当	合 計
41	平成31年07月	●●●●円	●●●●円	●●●●円	●●●●円
42	平成31年10月	●●●●円	●●●●円	●●●●円	●●●●円
43	平成32年01月	●●●●円	●●●●円	●●●●円	●●●●円
44	平成32年04月	●●●●円	●●●●円	●●●●円	●●●●円
45	平成32年07月	●●●●円	●●●●円	●●●●円	●●●●円
46	平成32年10月	●●●●円	●●●●円	●●●●円	●●●●円
47	平成33年01月	●●●●円	●●●●円	●●●●円	●●●●円
48	平成33年04月	●●●●円	●●●●円	●●●●円	●●●●円
49	平成33年07月	●●●●円	●●●●円	●●●●円	●●●●円
50	平成33年10月	●●●●円	●●●●円	●●●●円	●●●●円
51	平成34年01月	●●●●円	●●●●円	●●●●円	●●●●円
52	平成34年04月	●●●●円	●●●●円	●●●●円	●●●●円
53	平成34年07月	●●●●円	●●●●円	●●●●円	●●●●円
54	平成34年10月	●●●●円	●●●●円	●●●●円	●●●●円
55	平成35年01月	●●●●円	●●●●円	●●●●円	●●●●円
56	平成35年04月	●●●●円	●●●●円	●●●●円	●●●●円
57	平成35年07月	●●●●円	●●●●円	●●●●円	●●●●円
58	平成35年10月	●●●●円	●●●●円	●●●●円	●●●●円
59	平成36年01月	●●●●円	●●●●円	●●●●円	●●●●円
60	平成36年04月	●●●●円	●●●●円	●●●●円	●●●●円
事業期間合計		●●●●円	●●●●円	●●●●円	●●●●円

別表② 解体撤去費の支払いスケジュール

支払回	支払時期 (請求年月)	金 額			合 計
		割賦元本 (税抜)	割賦手数料 (非課税)	消費税及び 地方消費税相当	
1	平成23年07月	●●●●円	●●●●円	●●●●円	●●●●円
2	平成23年10月	●●●●円	●●●●円	●●●●円	●●●●円
3	平成24年01月	●●●●円	●●●●円	●●●●円	●●●●円
4	平成24年04月	●●●●円	●●●●円	●●●●円	●●●●円
5	平成24年07月	●●●●円	●●●●円	●●●●円	●●●●円
6	平成24年10月	●●●●円	●●●●円	●●●●円	●●●●円
7	平成25年01月	●●●●円	●●●●円	●●●●円	●●●●円
8	平成25年04月	●●●●円	●●●●円	●●●●円	●●●●円
9	平成25年07月	●●●●円	●●●●円	●●●●円	●●●●円
10	平成25年10月	●●●●円	●●●●円	●●●●円	●●●●円
11	平成26年01月	●●●●円	●●●●円	●●●●円	●●●●円
12	平成26年04月	●●●●円	●●●●円	●●●●円	●●●●円
13	平成26年07月	●●●●円	●●●●円	●●●●円	●●●●円
14	平成26年10月	●●●●円	●●●●円	●●●●円	●●●●円
15	平成27年01月	●●●●円	●●●●円	●●●●円	●●●●円
16	平成27年04月	●●●●円	●●●●円	●●●●円	●●●●円
17	平成27年07月	●●●●円	●●●●円	●●●●円	●●●●円
18	平成27年10月	●●●●円	●●●●円	●●●●円	●●●●円
19	平成28年01月	●●●●円	●●●●円	●●●●円	●●●●円
20	平成28年04月	●●●●円	●●●●円	●●●●円	●●●●円
21	平成28年07月	●●●●円	●●●●円	●●●●円	●●●●円
22	平成28年10月	●●●●円	●●●●円	●●●●円	●●●●円
23	平成29年01月	●●●●円	●●●●円	●●●●円	●●●●円
24	平成29年04月	●●●●円	●●●●円	●●●●円	●●●●円
25	平成29年07月	●●●●円	●●●●円	●●●●円	●●●●円
26	平成29年10月	●●●●円	●●●●円	●●●●円	●●●●円
27	平成30年01月	●●●●円	●●●●円	●●●●円	●●●●円
28	平成30年04月	●●●●円	●●●●円	●●●●円	●●●●円
29	平成30年07月	●●●●円	●●●●円	●●●●円	●●●●円
30	平成30年10月	●●●●円	●●●●円	●●●●円	●●●●円
31	平成31年01月	●●●●円	●●●●円	●●●●円	●●●●円
32	平成31年04月	●●●●円	●●●●円	●●●●円	●●●●円
33	平成31年07月	●●●●円	●●●●円	●●●●円	●●●●円
34	平成31年10月	●●●●円	●●●●円	●●●●円	●●●●円
35	平成32年01月	●●●●円	●●●●円	●●●●円	●●●●円
36	平成32年04月	●●●●円	●●●●円	●●●●円	●●●●円
37	平成32年07月	●●●●円	●●●●円	●●●●円	●●●●円
38	平成32年10月	●●●●円	●●●●円	●●●●円	●●●●円
39	平成33年01月	●●●●円	●●●●円	●●●●円	●●●●円
40	平成33年04月	●●●●円	●●●●円	●●●●円	●●●●円

支払回	支払時期 (請求年月)	金 額			
		割賦元本 (税抜)	割賦手数料 (非課税)	消費税及び 地方消費税相当	合 計
41	平成33年07月	●●●●円	●●●●円	●●●●円	●●●●円
42	平成33年10月	●●●●円	●●●●円	●●●●円	●●●●円
43	平成34年01月	●●●●円	●●●●円	●●●●円	●●●●円
44	平成34年04月	●●●●円	●●●●円	●●●●円	●●●●円
45	平成34年07月	●●●●円	●●●●円	●●●●円	●●●●円
46	平成34年10月	●●●●円	●●●●円	●●●●円	●●●●円
47	平成35年01月	●●●●円	●●●●円	●●●●円	●●●●円
48	平成35年04月	●●●●円	●●●●円	●●●●円	●●●●円
49	平成35年07月	●●●●円	●●●●円	●●●●円	●●●●円
50	平成35年10月	●●●●円	●●●●円	●●●●円	●●●●円
51	平成36年01月	●●●●円	●●●●円	●●●●円	●●●●円
52	平成36年04月	●●●●円	●●●●円	●●●●円	●●●●円
事業期間合計		●●●●円	●●●●円	●●●●円	●●●●円

別表③ 維持管理業務費及びその他の費用の支払いスケジュール

支払回	支払時期 (請求年月)	金 額			合 計
		維持管理業務費 (税抜)	その他の費用 (税抜)	消費税及び 地方消費税相当	
1	平成21年07月	●●●●円	●●●●円	●●●●円	●●●●円
2	平成21年10月	●●●●円	●●●●円	●●●●円	●●●●円
3	平成22年01月	●●●●円	●●●●円	●●●●円	●●●●円
4	平成22年04月	●●●●円	●●●●円	●●●●円	●●●●円
5	平成22年07月	●●●●円	●●●●円	●●●●円	●●●●円
6	平成22年10月	●●●●円	●●●●円	●●●●円	●●●●円
7	平成23年01月	●●●●円	●●●●円	●●●●円	●●●●円
8	平成23年04月	●●●●円	●●●●円	●●●●円	●●●●円
9	平成23年07月	●●●●円	●●●●円	●●●●円	●●●●円
10	平成23年10月	●●●●円	●●●●円	●●●●円	●●●●円
11	平成24年01月	●●●●円	●●●●円	●●●●円	●●●●円
12	平成24年04月	●●●●円	●●●●円	●●●●円	●●●●円
13	平成24年07月	●●●●円	●●●●円	●●●●円	●●●●円
14	平成24年10月	●●●●円	●●●●円	●●●●円	●●●●円
15	平成25年01月	●●●●円	●●●●円	●●●●円	●●●●円
16	平成25年04月	●●●●円	●●●●円	●●●●円	●●●●円
17	平成25年07月	●●●●円	●●●●円	●●●●円	●●●●円
18	平成25年10月	●●●●円	●●●●円	●●●●円	●●●●円
19	平成26年01月	●●●●円	●●●●円	●●●●円	●●●●円
20	平成26年04月	●●●●円	●●●●円	●●●●円	●●●●円
21	平成26年07月	●●●●円	●●●●円	●●●●円	●●●●円
22	平成26年10月	●●●●円	●●●●円	●●●●円	●●●●円
23	平成27年01月	●●●●円	●●●●円	●●●●円	●●●●円
24	平成27年04月	●●●●円	●●●●円	●●●●円	●●●●円
25	平成27年07月	●●●●円	●●●●円	●●●●円	●●●●円
26	平成27年10月	●●●●円	●●●●円	●●●●円	●●●●円
27	平成28年01月	●●●●円	●●●●円	●●●●円	●●●●円
28	平成28年04月	●●●●円	●●●●円	●●●●円	●●●●円
29	平成28年07月	●●●●円	●●●●円	●●●●円	●●●●円
30	平成28年10月	●●●●円	●●●●円	●●●●円	●●●●円
31	平成29年01月	●●●●円	●●●●円	●●●●円	●●●●円
32	平成29年04月	●●●●円	●●●●円	●●●●円	●●●●円
33	平成29年07月	●●●●円	●●●●円	●●●●円	●●●●円
34	平成29年10月	●●●●円	●●●●円	●●●●円	●●●●円
35	平成30年01月	●●●●円	●●●●円	●●●●円	●●●●円
36	平成30年04月	●●●●円	●●●●円	●●●●円	●●●●円
37	平成30年07月	●●●●円	●●●●円	●●●●円	●●●●円
38	平成30年10月	●●●●円	●●●●円	●●●●円	●●●●円
39	平成31年01月	●●●●円	●●●●円	●●●●円	●●●●円
40	平成31年04月	●●●●円	●●●●円	●●●●円	●●●●円

支払回	支払時期 (請求年月)	金 額			
		維持管理業務費 (税抜)	その他の費用 (税抜)	消費税及び 地方消費税相当	合 計
41	平成31年07月	●●●●円	●●●●円	●●●●円	●●●●円
42	平成31年10月	●●●●円	●●●●円	●●●●円	●●●●円
43	平成32年01月	●●●●円	●●●●円	●●●●円	●●●●円
44	平成32年04月	●●●●円	●●●●円	●●●●円	●●●●円
45	平成32年07月	●●●●円	●●●●円	●●●●円	●●●●円
46	平成32年10月	●●●●円	●●●●円	●●●●円	●●●●円
47	平成33年01月	●●●●円	●●●●円	●●●●円	●●●●円
48	平成33年04月	●●●●円	●●●●円	●●●●円	●●●●円
49	平成33年07月	●●●●円	●●●●円	●●●●円	●●●●円
50	平成33年10月	●●●●円	●●●●円	●●●●円	●●●●円
51	平成34年01月	●●●●円	●●●●円	●●●●円	●●●●円
52	平成34年04月	●●●●円	●●●●円	●●●●円	●●●●円
53	平成34年07月	●●●●円	●●●●円	●●●●円	●●●●円
54	平成34年10月	●●●●円	●●●●円	●●●●円	●●●●円
55	平成35年01月	●●●●円	●●●●円	●●●●円	●●●●円
56	平成35年04月	●●●●円	●●●●円	●●●●円	●●●●円
57	平成35年07月	●●●●円	●●●●円	●●●●円	●●●●円
58	平成35年10月	●●●●円	●●●●円	●●●●円	●●●●円
59	平成36年01月	●●●●円	●●●●円	●●●●円	●●●●円
60	平成36年04月	●●●●円	●●●●円	●●●●円	●●●●円
事業期間合計		●●●●円	●●●●円	●●●●円	●●●●円

別紙2 用語の定義

本契約において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「維持管理期間」とは、本施設の供用開始日から平成36年3月31日までの期間をいう。
- (2) 「維持管理業務」とは、本契約及び業務要求水準書に基づき、維持管理対象施設の性能及び機能を適正に維持管理するために実施する業務をいい、業務要求水準書第3章に規定する以下の個別業務を含む。
 - ・ 建築物点検保守業務、設備運転監視業務、清掃業務、警備・受付業務、及び修繕業務
- (3) 「維持管理業務費」とは、甲が乙に支払うPFI事業費のうち、維持管理業務の実施への対価相当分をいう。
- (4) 「維持管理対象施設」とは、本契約に定めるところにより乙が維持管理業務を実施する対象施設をいい、個別業務別の対象施設は業務要求水準書第3章によるものとする。
- (5) 「維持管理者」とは、本契約に定める維持管理業務を乙から直接受託又は請け負う●をいう。
- (6) 「乙が付保すべき保険等」とは、乙又は選定企業が本契約の履行に際して付すべき保険の条件を示す書類をいい、別紙9に示す。
- (7) 「改修工事」とは、解体対象施設の解体撤去に伴い、乙が本契約及び業務要求水準書に基づき、改修対象施設に対して実施する改修工事をいう。
- (8) 「改修対象施設」とは、既存施設のうち甲が業務要求水準書等で指定する既設管制部管理棟（以下「旧本館」という。）と既存建物（第一別館、第二別館）との渡り廊下の解体に伴い、改修が必要となる第一別館及び第二別館をいう。
- (9) 「解体工事」とは、解体対象施設の解体撤去のために、乙が本契約及び業務要求水準書に基づき、解体対象施設に対して実施する解体工事をいう。
- (10) 「解体・改修費」とは、解体工事費、発生廃棄物処理費、工事監理費、跡地の整地費、第一別館・第二別館の改修費、確認申請等の手続きに要する諸費用、解体撤去等に関する建中金利、その他解体撤去に関するものと認められる費用の合計をいう。なお、解体工事及び改修工事にかかる工事監理費を含む。
- (11) 「解体者」とは、本契約に定める解体撤去業務を乙から直接受託又は請け負う●をいう。
- (12) 「解体対象施設」とは、旧本館施設、車庫、プロパン庫、池、既存の機械棟内の空調設備等及びこれら既存施設の一部又は関連する地下埋設物等をいう。
- (13) 「解体撤去期間」とは、乙が解体撤去業務に着手した日から、乙が甲より解体等完了確認通知書を受領した日までをいう。
- (14) 「解体撤去業務」とは、本契約及び業務要求水準書に基づき、乙が履行する解体対象施設の解体工事・撤去・処分及び改修対象施設の改修工事にかかる業務をいい、その他必要な一切の調査、申請及び届出等に関する業務を含む。なお、解体工事及び改修工事にかかる

設計業務並びに工事監理業務は、施設整備業務を含む。

- (15) 「解体撤去費」とは、甲が乙に支払うPFI事業費のうち、解体撤去業務の実施への対価相当分をいい、「解体・改修費」とこれに対する割賦手数料の合計をいう。
- (16) 「解体等完了日」とは、甲による「解体等完了確認通知書」を実際に乙が受領した日をいい、原則として解体等予定日を超えないものとする。
- (17) 「解体等完了予定日」とは、事業計画書及び別紙3（事業日程）において、解体等を完了する予定日とされた日をいい、本契約に基づいて変更された場合には変更された日をいう。
- (18) 「割賦手数料」とは、施設費の割賦支払に必要な割賦金利をいい、資金調達に必要な融資等にかかる金利等を含む。
- (19) 「借上財産無償貸付契約」とは、別紙4により示される契約をいう。
- (20) 「監視職員」とは、乙による本契約の適正かつ確実な履行を確保するために甲の定めるところにより設置する職員をいう。
- (21) 「既存施設」とは、本契約の鑑に記載する事業場所において、甲が現有する旧本館、第1別館、第2別館、機械棟並びにその他地上及び地下のすべての構築物（杭を含む。）をいう。
- (22) 「基本設計書」とは、業務要求水準書第2章6節に記載された各図書又はそれらの目的で甲の確認を受けたもの（基本設計に関して甲と乙との間で合意された事項を含む。）をいう。
- (23) 「業績等」とは、本事業の実施に伴う各業務の実施状況及びその成果である業績をいう。
- (24) 「業績等の監視及び改善措置要領」とは、乙による本事業の適正かつ確実な履行を確保するための措置等について示す要領をいい、その内容の詳細は別紙8に示すものとする。
- (25) 「業務要求水準」とは、本事業における各業務の実施において乙が達成しなければならない甲の要求する水準をいう。なお、事業計画書に記載された提案内容が業務要求水準書に記載された水準を上回る場合は、当該提案内容による水準を適用する。
- (26) 「業務要求水準書」とは、業務要求水準を示す書類をいい、その内容の詳細は入札説明書の別添資料●の業務要求水準書（添付資料を含む。）によるものとする。なお、入札手続きにおいて提出した事業計画書に基づいて本契約締結時までに業務要求水準書が変更された場合及び本契約に基づき業務要求水準書が変更された場合は、それらの変更を含むものとする。また、業務要求水準書に関する質問回答書は業務要求水準書の一部を構成するものとする。
- (27) 「供用開始日」とは、別紙3（事業日程）において、甲が本施設の運用を開始する日として定めた日をいう。
- (28) 「建設業務」とは、本契約及び業務要求水準書に基づき、乙が履行する建設工事並びに一切の調査、申請及び届出、電波障害対策工事に関する業務をいい、その業務内容の詳細については業務要求水準書第2章6節によるものとする。
- (29) 「建設工事費等」とは、本施設の施設整備業務の実施において、乙が負担する調査設計費、建設工事費及び工事監理費の合計額をいう。なお、解体工事及び改修工事にかかる工事監理費は、解体撤去費に含めるものとする。
- (30) 「建設者」とは、本契約に定める建設業務を乙から直接受託又は請け負う●をいう。

- (31) 「工事監理業務」とは、本契約及び業務要求水準書に基づき乙が履行する本工事、解体工事及び改修工事の工事監理に関する業務をいい、その業務内容の詳細は業務要求水準書第2章6節によるものとする。
- (32) 「工事監理者」とは、本契約に定める工事監理業務を乙から直接受託又は請け負う●をいう。
- (33) 「コスト管理計画書」とは、乙による施設整備業務の実施にあたり、工事種目ごとのコストの適正な管理を行うために乙が作成する書類をいい、その詳細は業務要求水準書第2章6節に記載された内容によるものとする。
- (34) 「事業期間」とは、本契約の締結日から、第65条に定める契約期間の終了日までの期間をいう。
- (35) 「事業計画書」とは、選定企業が本事業の入札手続きにおいて甲に提出した入札提出書類、及び本事業に関する基本協定書締結までに提出したその他一切の資料（その後の国の同意に基づく明確化事項を含む。）をいう。
- (36) 「事業年度」とは、本契約の契約期間中の各暦年の4月1日に始まり、翌年の3月31日に終了する1年間をいう。
- (37) 「支出負担行為担当官」とは、会計法第13条第3項に定める職員をいい、本事業の実施に関する財政法第34条の2第1項に規定する支出負担行為を受任した者をいう。
- (38) 「施設整備期間」とは、乙が設計業務に着手した日から、本施設の供用開始日の前日までの期間をいう。
- (39) 「施設整備業務」とは、本契約及び業務要求水準書に基づき乙が履行する設計業務、建設業務、工事監理業務及び施設引渡から供用開始日までの現場管理業務の総称をいう。
- (40) 「施設整備費」とは、甲が乙に支払うPFI事業費のうち、施設整備業務の実施への対価相当分をいい、「施設費」とこれに対する割賦手数料の合計をいう。
- (41) 「施設費」とは、本施設の施設整備業務の実施により乙が負担する施設整備に係る調査設計費、建設工事費、工事監理費、施設引渡から供用開始日までの現場管理業務費、行政手続きに関する費用、電波障害対策費、建中金利、融資組成手数料その他施設整備に関する初期投資と認められる費用の合計をいい、別紙7PFI事業費の算定及び支払方法に規定される。なお、解体工事及び改修工事にかかる調査設計費を含む。
- (42) 「下請負人」とは、本契約の定めるところに従い、本事業の実施に伴う各業務の一部を選定企業から請け負う者をいう。
- (43) 「実施工程表」とは、乙が建設工事及び解体工事の着手に際して、業務要求水準書第2章第6節に定めるところにより各々作成する出来高予定曲線を記入した工程表をいう。
- (44) 「実施設計書」とは、業務要求水準書第2章6節に記載された各図書又はそれらの目的で甲の確認を受けたもの（実施設計に関して甲と乙との間で合意された事項を含む。）をいう。
- (45) 「修繕業務」とは、本施設の維持管理業務のうち修繕に係る業務をいい、その業務内容の詳細は業務要求水準書第3章6節によるものとする。
- (46) 「省エネルギー報告書」とは、業務要求水準書第3章1節に記載のある省エネルギーに係る業務報告を甲に行うための報告書をいう。

- (47) 「設計業務」とは、本契約及び業務要求水準書に基づき乙が履行する本施設の建設工事にかかる設計、解体工事及び改修工事にかかる設計並びに必要な一切の調査、申請及び届出等に関する業務をいい、その業務内容の詳細は業務要求水準書第2章6節によるものとする。
- (48) 「設計者」とは、本契約に定める設計業務を乙から直接受託又は請け負う●をいう。
- (49) 「設計・施工工程表」とは、本施設の設計、建設工事、引渡し、及び必要な許認可の取得を含む工程の概略を示した文書をいう。
- (50) 「設計図書」とは本施設の建設工事、解体工事及び改修工事に関する基本設計書並びに実施設計書をいう。
- (51) 「設計変更」とは、甲に提出された基本設計書及び実施設計書の変更並びに入札説明書等に示された設計条件の追加及び変更をいう。
- (52) 「選定企業」とは、入札手続きにおいて落札者となった応募グループを構成する構成員及び協力会社の総称をいい、かつ、本契約に定める設計者、建設者、工事監理者、解体者及び維持管理者の総称をいう。
- (53) 「総括代理人」とは、乙が第14条第2項に定める権限を行使させるために設置する者をいう。
- (54) 「その他の費用」とは、甲が乙に支払うPFI事業費のうち、乙が負担する乙の運営費、法人税等の支払い、株主への配当原資等の合計に相当する対価をいい、別紙7 PFI事業費の算定及び支払方法に規定される。
- (55) 「著作権等」とは、著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利をいう。
- (56) 「特許権等」とは、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利をいう。
- (57) 「入札説明書等」とは、甲が本事業の入札手続きにおいて配布した、入札説明書及びその添付資料（業務要求水準書、落札者決定基準書、様式集、基本協定書（案）及び事業契約書（案））並びにその質問回答書及びその添付資料をいう。
- (58) 「PFI事業費」とは、甲が乙に支払う本事業の実施による対価の総額をいい、施設整備費、解体撤去費、維持管理業務費、その他の費用及び消費税等により構成される。その算定及び支払いの方法は、別紙7に示すPFI事業費の算定及び支払方法によるものとする。
- (59) 「引渡日」とは、甲が乙から実際に本施設の引渡しを受けた日をいい、原則として引渡予定日を超えないものとする。
- (60) 「引渡予定日」とは、別紙3（事業日程）において甲が本施設の引渡しを受ける日として予定された日をいい、本契約に基づいて変更された場合には変更された日をいう。
- (61) 「不可抗力」とは、天災その他自然的又は人為的な事象であって、甲及び乙のいずれにもその責を帰すことの出来ない事由（経験ある管理者及び事業者側の責任者によっても予見し得ず、若しくは予見できてもその損失、損害、又は傷害発生防止手段を合理的に期待できないような一切の事由）をいう。なお、不可抗力の具体例としては以下のとおり。
- ① 天災：地震、津波、噴火、火砕流、落雷、暴風雨、洪水、内水氾濫、土石流、高潮、異常潮位、高波、豪雪、なだれ、異常降雨、土砂崩壊等。ただし、設計基準等が要求水準書

等において事前に定められたものについては当該基準を超える場合とする。

② 人為的事象：戦争、戦闘行為、侵略、外敵の行動、テロ、内乱、内戦、反乱、革命、クーデター、騒擾、暴動、労働争議等。

③ その他：放射能汚染、航空機の落下及び衝突、航空機等による圧力波、車両その他の物体の衝突、類焼、類壊、放火、第三者の悪意及び過失、公権力による占拠、解体、撤去、差し押さえ等。

- (62) 「平面計画」とは、基本設計書のうち本施設の各階平面図における諸室の配置等を示す計画をいう。
- (63) 「法令変更」とは、法令の制定及び改廃をいう。
- (64) 「本施設」とは、本契約に基づいて乙が本契約の鑑に記載された事業場所に整備する建築物及びその附帯施設の総称をいう。
- (65) 「本契約」とは、本事業契約書に基づき甲及び乙の間で締結する事業契約をいい、入札手続きにおいて提示した事業契約書（案）に関する質問回答書並びに甲及び乙の間で確認された一切の事項を含む。
- (66) 「本件土地」とは、本契約の鑑に記載された事業場所において、甲が本事業の推進のために確保する土地をいい、本事業を推進する目的に限り、「借上財産無償貸付契約書」により乙へ無償で転貸する。
- (67) 「本事業」とは、那覇航空交通管制部管理棟建替整備等事業をいう。
- (68) 「要求性能確認計画書」とは、乙が業務要求水準書に従い本事業を実施するにあたり、乙が達成しなければならない要求水準を確保するための管理方法を示した計画書をいい、その詳細は業務要求水準書第2章6節に記載された内容によるものとする。

別紙3 事業場所（本契約の鑑関係）

別紙 4 借上財産無償貸付契約書の様式（第 9 条関係）

那覇航空交通管制部管理棟整備等事業に関する 借上財産無償貸付契約書（案）

貸付人 国（以下「甲」という。）と借受人 【●●●●】（以下「乙」という。）とは、次の条項によって、借上財産の貸付けに関する契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条 （目的）

甲は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）第 12 条第 1 項の規定に基づき、次条に掲げる貸付物件（以下「貸付物件」という。）を乙に無償で貸し付ける。

第2条 （貸付物件）

貸付物件は、次のとおりである。

所在	区分	数量	備考
沖縄県那覇市鏡水 334	土地	●● m ²	土地形状は別紙●による。

第3条 （貸付物件の用途）

乙は、貸付物件を、平成【19】年【●】月【●】日に甲との間で締結した那覇航空交通管制部管理棟建替整備等事業に関する事業契約（以下「事業契約」という。）に基づき、事業契約の履行に必要な範囲で使用しなければならない。

第4条 （使用範囲）

- 1 乙は、事業契約第 16 条に定める設計・施工工程表に基づき、事業契約の履行に必要な範囲を貸付物件の使用範囲計画書として提出しなければならない。
- 2 甲は、乙の提出した貸付物件の使用範囲計画書に基づき、貸付物件の使用可能範囲を定めることができる。
- 3 甲は、貸付物件の使用可能範囲を定めた場合は、別紙●に定める使用可能範囲としてこれを作成し、乙に通知する。

第5条 （貸付期間）

- 1 貸付物件の貸付期間は、平成 19 年【●】月【●】日から、事業契約に基づき整備する建築物及びその附帯施設（以下本契約において「本施設」という。）の建設の目的が終了し、甲が引渡しを受けるまでの期間、又は事業契約に基づき本施設の引渡しを受ける前に事業契約を解除する場合には、これに伴ってその出来形部分の引渡しを受けるまでの期間とする。
- 2 甲は、前条第 3 項に定める使用可能範囲に基づいて、貸付期間を区分することができる。
- 3 甲は、貸付期間を区分する場合は、別紙●にあわせてこれを記載し、乙に通知する。

第6条 （物件の引渡し）

甲は、第 5 条に定める貸付期間の初日に貸付物件を乙に引き渡すものとする。

第7条 (権利譲渡等の禁止)

- 1 乙は、貸付物件に係る使用権について第三者への譲渡、担保権の設定その他の処分（以下「譲渡等」という。）をしようとするときは、事前にその理由を記載した書面によって甲に申請し、その承諾を受けなければならない。但し、乙は、事業契約の契約上の地位と共にでなければ、本使用権を第三者に譲渡等することはできない。
- 2 乙は、前項の場合を除いては、本使用権を第三者に譲渡等することはできない。
- 3 乙は、貸付物件上の自己所有の建物その他工作物を事業契約上の目的を超えて第三者に使用させ、譲渡し又はその他の処分をしようとするときは、事前にその理由を記載した書面によって甲に申請し、その承諾を受けなければならない。
- 4 第1項及び第3項に基づく甲の承諾は、書面によるものとする。

第8条 (物件保全義務等)

- 1 乙は、善良な管理者としての注意をもって貸付物件の維持保全に努めなければならない。
- 2 乙は、貸付物件に関わる土地の工作物の設置保存の瑕疵によって、第三者に損害を与えた場合には、その賠償の責任を負うものとし、甲が乙に代わって賠償の責任を果たした場合には、乙に求償することができる。
- 3 第1項の規定により支出する費用は、すべて乙の負担とし、甲に対しその償還等の請求をすることができない。

第9条 (通知義務)

乙は、貸付物件の境界についての紛争、その他貸付物件に対して権利を主張するものがある場合及び貸付物件の全部又は一部が滅失し、又は損傷した場合には、直ちに書面をもって甲に通知しなければならない。

第10条 (実地調査等)

甲は、乙が第7条、第8条第1項又は第2項、第9条に規定する義務に違反したとき、及びその他甲が必要と認めるときは、乙に対しその義務又は資産の状況に関して質問し、実地に調査し、又は参考になるべき資料その他の報告を求めることができる。この場合において、乙は、その質問に対して答弁をせず若しくは偽りの答弁をし、その調査を拒み若しくは妨げ、又はその報告を拒み若しくは怠ってはならない。

第11条 (違約金)

- 1 乙は、貸付物件の乙への貸付期間中に第7条に規定する義務に違反したときは、金●円を違約金として、甲に支払わなければならない。
- 2 前項に定める違約金は、第15条第1項に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

第12条 (乙の債務不履行による契約の解除)

甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないときは、本契約を解除することができる。

第13条 (甲による契約の解除)

甲は、第5条に定める貸付期間中に国において公共用、公用又は国の企業若しくは公益事業の用に供するため必要が生じたときは、国有財産法（昭和23年法律第73号）第24条第1項の規定に基づき、本契約を解除することができる。

第14条 （事業契約との関係）

事業契約が、解除その他の理由で期間満了前に終了した場合には、本契約は事業契約の終了と同時に終了するものとする。

第15条 （損害賠償等）

- 1 乙は、本契約に定める義務に違反したため甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
- 2 乙は、国有財産法第24条第1項の規定に基づき、本契約が解除された場合において、損失が生じたときは、同条第2項の規定に基づき合理的な範囲内でその補償を請求することができる。

第16条 （必要費等の放棄）

乙は、第5条に定める貸付期間が満了し、若しくは第12条、第13条又は第14条の規定により本契約が終了した場合において、貸付物件を返還するときは、乙が支出した必要費及び有益費等が現存している場合であっても、甲に対しその償還等の請求をすることができない。

第17条 （契約の費用）

本契約の締結及び履行に関して必要な費用は、乙の負担とする。

第18条 （信義誠実等の義務・疑義の決定）

- 1 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。
- 2 乙は、貸付物件が国有財産であることを常に考慮し、適正に使用するように留意しなければならない。
- 3 本契約に定めのない事項の生じたとき又は本契約各条項の解釈に関し疑義が生じたときは、甲及び乙の間で協議のうえ決定する。

第19条 （裁判管轄）

本契約に関する訴えの管轄は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

上記の契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、各位記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成●年●月●日

貸付人 国
契約担当官

借受人 住所（所在地）
氏名（名称）

別紙5 事業日程（第5条及び第21条関係）

本事業の事業日程は、以下のとおりである。

表2 事業日程

・事業契約の締結	平成19年3月
・施設整備期間	事業契約締結日～平成21年3月末
・基本設計図書の提出※	平成19年●月●日
・実施設計図書の提出※	平成19年●月●日
・建設工事の着手日※	平成19年●月●日
・本施設の竣工予定日※	平成20年●月●日
・本施設の引渡予定日	平成20年10月31日
・本施設の供用開始日	平成21年4月1日
・維持管理期間	供用開始日～事業期間終了
・解体撤去業務の着手日※	平成22年●月●日
・解体撤去期間※	解体撤去業務の着手日～解体等完了日
・解体等完了予定日	平成23年3月31日
・事業期間終了	平成36年3月31日

※設計図書の提出期日等については、事業計画書による。

別紙6 保証書の様式（第38条及び第44条関係）

保証書（案）※建設業務用

支出負担行為担当官 鈴木 久泰 殿

【建設者】（以下「保証人」という。）は、那覇航空交通管制部管理棟建替整備等事業（以下「本事業」という。）に関連して、【SPC名称】（以下「選定事業者」という。）が国との間で締結した平成19年●月●日付事業契約（以下「事業契約」という。）に基づいて、選定事業者が国に対して負担するこの保証書第1条の債務（以下「主債務」という。）を選定事業者と連帯して保証し、また事業契約終了後選定事業者が解散した場合には単独で履行する（以下「本保証」という。）。なお、本保証書において用いられる用語は、本保証書において特に定義された場合を除き、事業契約において定められるのと同様の意味を有するものとする。

第1条（保証）

保証人は、事業契約書第38条に規定する選定事業者の債務を連帯して保証する。

第2条（通知義務）

国は、工期の変更、延長、工事の中止その他事業契約又は主債務の内容に変更が生じたことを知った場合には、遅滞なく当該事由を保証人に対して通知しなければならない。本保証の内容は、国による通知の内容に従って、当然に変更されるものとする。

第3条（保証債務の履行）

- 1 国は、保証債務の履行を請求しようとするときは、保証人に対して、国が定めた様式による保証債務履行請求書を送付しなければならない。
- 2 保証人は、保証債務履行請求書を受領した日から30日以内に当該請求にかかる保証債務の履行を開始しなければならない。国及び保証人は、本項に規定する保証債務の履行期限を、別途協議のうえで決定するものとする。
- 3 保証人は、主債務が金銭の支払いを内容とする債務である保証債務の履行については、当該保証債務履行請求書を受領した日から30日以内に当該請求にかかる保証債務の履行を完了しなければならない。

第4条（求償権の行使）

保証人は、事業契約に基づく選定事業者の債務がすべて履行されるまで、保証人が本保証に基づく保証債務を履行したことにより、代位によって取得した権利を行使す

ることができない。

第5条（終了及び解約）

- 1 保証人は、本保証を解約することができない。
- 2 本保証は、事業契約に基づく選定事業者の債務が終了又は消滅した場合で保証人の履行義務も消滅した場合には、終了するものとする。

第6条（管轄裁判所）

本保証に関する訴訟は、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

第7条（準拠法）

本保証は、日本法に準拠するものとし、これによって解釈されるものとする。

以上の証として本保証書を2部作成し、保証人はこれに署名のうえ、1部を国に差し入れ1部を自ら保有する。

平成●年●月●日

保証人： ●
代表者

保証書（案）※解体撤去業務用

支出負担行為担当官 鈴木 久泰 殿

【解体者】（以下「保証人」という。）は、那覇航空交通管制部管理棟建替整備等事業（以下「本事業」という。）に関連して、【SPC名称】（以下「選定事業者」という。）が国との間で締結した平成19年●月●日付事業契約（以下「事業契約」という。）に基づいて、選定事業者が国に対して負担するこの保証書第1条の債務（以下「主債務」という。）を選定事業者と連帯して保証し、また事業契約終了後選定事業者が解散した場合には単独で履行する（以下「本保証」という。）。なお、本保証書において用いられる用語は、本保証書において特に定義された場合を除き、事業契約において定められるのと同様の意味を有するものとする。

第1条（保証）

保証人は、事業契約書第44条第4項で準用される第38条に規定する選定事業者の債務を連帯して保証する。

第2条（通知義務）

国は、工期の変更、延長、工事の中止その他事業契約又は主債務の内容に変更が生じたことを知った場合には、遅滞なく当該事由を保証人に対して通知しなければならない。本保証の内容は、国による通知の内容に従って、当然に変更されるものとする。

第3条（保証債務の履行）

- 1 国は、保証債務の履行を請求しようとするときは、保証人に対して、国が定めた様式による保証債務履行請求書を送付しなければならない。
- 2 保証人は、保証債務履行請求書を受領した日から30日以内に当該請求にかかる保証債務の履行を開始しなければならない。国及び保証人は、本項に規定する保証債務の履行期限を、別途協議のうえで決定するものとする。
- 3 保証人は、主債務が金銭の支払いを内容とする債務である保証債務の履行については、当該保証債務履行請求書を受領した日から30日以内に当該請求にかかる保証債務の履行を完了しなければならない。

第4条（求償権の行使）

保証人は、事業契約に基づく選定事業者の債務がすべて履行されるまで、保証人が本保証に基づく保証債務を履行したことにより、代位によって取得した権利を行使することができない。

第5条（終了及び解約）

- 1 保証人は、本保証を解約することができない。
- 2 本保証は、事業契約に基づく選定事業者の債務が終了又は消滅した場合で保証人の履行義務も消滅した場合には、終了するものとする。

第6条（管轄裁判所）

本保証に関する訴訟は、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

第7条（準拠法）

本保証は、日本法に準拠するものとし、これによって解釈されるものとする。

以上の証として本保証書を2部作成し、保証人はこれに署名のうえ、1部を国に差し入れ1部を自ら保有する。

平成●年●月●日

保証人： ●
代表者

別紙 7 PFI 事業費の算定及び支払方法

入札説明書等の資料－4に示された内容によるものとする。

別紙 8 業績等の監視及び改善要求措置要領

入札説明書等の資料－7に示された内容によるものとする。

別紙9 乙が付保する保険（第92条関係）

（1）本施設の整備にかかる保険

①建設工事保険（又は類似の機能を有する共済等を含む。以下同じ。）

保険内容：建設工事保険とは、本施設の建設工事中に発生した工事目的物の損害を担保する。
（一部に付帯設備工事、土木工事を含む場合も対象とする。）

担保範囲：本契約及び要求水準書等に基づいて乙が行うすべての建設工事（付帯設備工事、土木工事及び解体工事を含む。）を対象とし、水災、風災危険担保とする。

保険期間：本施設の建設工事に着手する日から引渡日までの全期間とする。

保険契約者：乙又は建設者とする。

被保険者：乙、設計者、工事監理者、建設者及びそのすべての下請負者（リース仮設材を使用する場合は、リース業者を含む。）、並びに甲を含むものとする。

保険金額：本施設の建設工事費等（消費税を含む。）とする。

免責事項：10万円／1事故以下とする。

②第三者賠償責任保険（又は類似の機能を有する共済等を含む。以下同じ。）

保険内容：工事遂行に伴って派生した第三者（甲の職員、来客、見学者、通行者、近隣住民を含む。）に対する対人及び対物賠償損害を担保する。また、建設工事保険の特約として損害賠償責任担保特約を付帯することでも差し支えない。

担保範囲：本事業の契約対象となるすべての工事を対象とする。

保険期間：上記工事の着工日から引渡日までの全期間とする。

保険契約者：乙又は建設者とする。

被保険者：乙、設計者、工事監理者、建設者及びそのすべての下請負者（リース仮設材を使用する場合は、リース業者を含む。）、並びに甲を含むものとする。

保険金額：対人1億円／1名、10億円／1事故以上、対物1億円／1事故以上とする。

免責事項：5万円／1事故以下とする。

（2）解体撤去にかかる保険

①第三者賠償責任保険（又は類似の機能を有する共済等を含む。以下同じ。）

保険内容：解体工事遂行に伴って派生した第三者（甲の職員、来客、見学者、通行者、近隣住民を含む。）に対する対人及び対物賠償損害を担保する。

担保範囲：本事業の契約対象となるすべての解体工事を対象とする。

保険期間：上記解体工事の着工日から解体撤去期間の満了日までの全期間とする。

保険契約者：乙又は解体者とする。

被保険者：乙、解体者及びそのすべての下請負者（リース仮設材を使用する場合は、リース

業者を含む。) 、並びに甲を含むものとする。

保険金額 : 対人 1 億円 / 1 名、10 億円 / 1 事故以上、対物 1 億円 / 1 事故以上とする。

免責事項 : 5 万円 / 1 事故以下とする。

(3) 維持管理にかかる保険

①第三者賠償責任保険 (又は類似の機能を有する共済等を含む。以下同じ。)

保険内容 : 本施設の使用、管理の欠陥に起因して派生した第三者 (甲の職員、来客、見学者、通行者、近隣住民を含む。) に対する対人及び対物賠償損害を担保する。

担保範囲 : 本事業の契約対象となっているすべての施設を対象とする。

保険期間 : 本施設の引渡日の翌日から事業契約の終了日までの全期間とする。

保険契約者 : 乙又は維持管理者とする。

被保険者 : 甲、乙、維持管理者及びそのすべての下請負者とする。

保険金額 : 対人 1 億円 / 1 名、10 億円 / 1 事故以上、対物 1 億円 / 1 事故以上とする。

免責事項 : 5 万円 / 1 事故以下とする。